答 申 骨 子 案

千葉県情報公開審査会

第1 答申にあたっての基本的な考え方

本県の情報公開制度については

- ア 施行されて15年余りが経過した。
- イ この間、実施機関等の体制の処理能力を超えた大量請求や大量の異 議申立てが、少数の請求者によって繰り返された。
- ウ また、これらの請求は、特定の実施機関に集中していた。
- エ その結果、開示決定までに相当長期間の延長が行われたり、異議申 立ての処理が滞り、制度の円滑な運用が阻害されている状況にある。 ことなどから、円滑な制度運用のためには、制度面からの見直しが必 要とされていた。

そのようななか、県民の意見を情報公開制度の改善に活用し、徹底し た情報公開を進めるため設置された、千葉県情報公開推進委員会から「情 報公開の推進に関する提言」が出された。

この提言では、制度改革の方向性として、条例の理念に関するものや 新たな組織の設置に関するものなど、様々な視点からの提案が盛り込ま れている。

この提言の内容のうち、条例改正を伴うもの等、制度の基本に関わる 事項について、当審査会に諮問があった。

この諮問について、当審査会は、県の附属機関として情報公開制度の 運営に関して、調査審議や建議の権能を有し、不服申立て案件の審査に 携わっている立場からの検討が要請されたものと考える。

当審査会は、このような諮問の趣旨を踏まえ、独自の立場から検討を 加えるとともに、情報公開制度の円滑な運用を確保するために、より実 効性のある施策を提案することを旨として、この答申をまとめた。

したがって、この答申は、今後の検討課題とすべきものについては、 委員の意見の完全な集約まで行わず、実効性の観点から速やかに取り組 むべき施策について、方向性を示すとともに、当審査会が独自の立場か

答 申 素 案 (たたき台)

千葉県情報公開審査会

第1 答申にあたっての基本的な考え方

本県の情報公開制度については

- ア 施行されて15年余りが経過した。
- イ この間、実施機関等の体制の処理能力を超えた大量請求や大量の異 議申立てが、少数の請求者によって繰り返された。
- ウ また、これらの請求は、特定の実施機関に集中していた。
- エ その結果、開示決定までに相当長期間の延長が行われたり、異議申 立ての処理が滞り、制度の円滑な運用が阻害されている状況にある。 以上のことなどから、円滑な制度運用のためには、制度面からの見直し や、県政情報の県民への提供が十分であったかなど実施機関の情報公開 ||認識が表記されていないと への取組の問題等について検討が必要とされていた。

そのようななか、県民の意見を情報公開制度の改善に活用し、徹底し た情報公開を進めるため設置された、千葉県情報公開推進委員会から「情 報公開の推進に関する提言」が出された。

この提言では、制度改革の方向性として、条例の理念に関するものや 新たな組織の設置に関するものなど、様々な視点からの提案が盛り込ま れている。

この提言の内容のうち、条例改正を伴うもの等、制度の基本に関わる 事項について、当審査会に諮問があった。

この諮問について、当審査会は、県の附属機関として情報公開制度の 運営に関して、調査審議や建議の権能を有し、不服申立て案件の審査に 携わっている立場からの検討が要請されたものと考える。

当審査会は、このような諮問の趣旨を踏まえ、独自の立場から検討を 加えるとともに、情報公開制度の円滑な運用を確保するために、より実 効性のある施策を提案することを旨として、この答申をまとめた。

したがって、この答申は、今後の検討課題とすべきものについては、 委員の意見の完全な集約まで行わず、実効性の観点から速やかに取り組 むべき施策について、方向性を示すとともに、当審査会が独自の立場か H 16.7.7 修正理由

県行政側の問題に対する する県民意見(整理番号3) による。

らに提案すべきものを数多く盛り込んだ。

第2 諮問事項に関する意見

- 1 情報公開推進委員会の提言に関する事項
- (1) 知る権利を条例の目的規定に明記することについて

「知る権利」については、現行条例において、情報公開制度を一層 推進するための基本的な理念として、前文に明記されているところで ある。

この、「知る権利」を目的規定に明記する必要性等に関してはそれ ぞれ相違する意見があった。

「説明」

現行条例では、情報公開制度を一層推進するための基本的な理念として、前文に「知る権利」が明記された。

制度運用に当たっては、この意義を関係者すべてが認識し、制度の一層の充実に努めるべきである。

条例の目的規定(第1条)に改めて明記すべきかについては、次のような意見があった。

- ア 知る権利は既に前文に明記されており、また、第1条には公開の 促進と説明責任が明記され、実質的に原則公開が謳われているので あるから、改めて知る権利を明記する必要はない。
- イ 明記されているのが前文だから軽いとは、必ずしもいえないが、 第1条こそが中心でありそこに明記すべきというのももっともなこ とで、意味のあることである。

ただ、審議の過程で、「知る権利」の概念に関しては、確立しているとまではいえないとする意見があり、また、法令用語として使用することの妥当性について、次のような相違する意見があった。

- ア 知る権利という言葉は、多義的であるが、国民の間では知る権利 という言葉は定着して、理念として重要な役割を果たしていると考えられるので、法令上で使用することには意義がある。
- イ 知る権利は内容・範囲がまちまちであり、これを法令上の用語と して使用するのはかえって混乱を招く。

らに提案すべきものを数多く盛り込んだ。

第2 諮問事項に関する意見

- 1 情報公開推進委員会の提言に関する事項
- (1) 知る権利を条例の目的規定に明記することについて

「知る権利」については、現行条例において、情報公開制度を一層 推進するための基本的な理念として、前文に明記されているところで ある。

この、「知る権利」を目的規定に明記する必要性等に関してはそれ ぞれ相違する意見があった。

[説明]

現行条例では、情報公開制度を一層推進するための基本的な理念として、前文に「知る権利」が明記された。

制度運用に当たっては、この意義を関係者すべてが認識し、制度の一層の充実に努めるべきである。

条例の目的規定(第1条)に改めて明記すべきかについては、次のような意見があった。

- ア 知る権利は既に前文に明記されており、また、第1条には公開の 促進と説明責任が明記され、実質的に原則公開が謳われているので あるから、改めて知る権利を明記する必要はない。
- イ 明記されているのが前文だから軽いとは、必ずしもいえないが、 第1条こそが中心でありそこに明記すべきというのももっともなこ とで、意味のあることである。

ただ、審議の過程で、「知る権利」の概念に関しては、確立しているとまではいえないとする意見があり、また、法令用語として使用することの妥当性について、次のような相違する意見があった。

- ア 知る権利という言葉は、多義的であるが、国民の間では知る権利 という言葉は定着して、理念として重要な役割を果たしていると考えられるので、法令上で使用することには意義がある。
- イ 知る権利は内容・範囲がまちまちであり、これを法令上の用語と して使用するのはかえって混乱を招く。

(2) 個人情報の規定を改めることについて

個人情報の規定の改正は、プライバシーの範囲を明確化することの 困難性や、個人情報保護法制との整合を十分考慮しなければならず、 規定としては、当面、個人識別型を維持すべきである。

なお、個人情報に関する判例等の動向を踏まえて、プライバシー保護に留意しつつ運用を行っていくべきである。

[説明]

個人情報保護の問題は、プライバシーを始め権利利益に関する問題 として慎重に取り扱わなければならない。

プライバシーの概念は、相対的なものであり、現在、法令上及び判例上保護すべきプライバシーの範囲が確定しているとはいいがたく、現状で、実施機関に判断を委ねれば、その判断によっては取り返しのつかない権利侵害が発生するおそれがある。

本県においては、個人情報保護条例の見直しが検討されているところであり、個人情報保護法制における個人情報の取扱いとの整合も視野に入れて検討することが適当である。

現行条例の運用に当たっては、社会情勢の変化や司法判断の結果等 を踏まえながら、不開示とする個人情報の取扱いの変更も行ってきて いる。

したがって、今回の見直しにおいては、条例の規定としては個人識別型を維持するものとし、今後、個人情報に関する判例等の動向を踏えて、不必要に不開示の範囲が広がらないよう、プライバシー保護に留意しつつ運用していくことが適当である。

(2) 個人情報の規定を改めることについて

個人情報の規定の改正は、プライバシーの範囲を明確化することの 困難性や、個人情報保護法制との整合を十分考慮しなければならず、 規定としては、当面、個人識別型を維持すべきである。

なお、個人情報に関する判例等の動向を踏まえて、プライバシー保 護に留意しつつ運用を行っていくべきである。

[説明]

個人情報保護の問題は、プライバシーを始め権利利益に関する問題 として慎重に取り扱わなければならない。

- 情報公開条例では、個人に関する情報について、特定個人が識別され 論点のる情報を原則として不開示とする、いわゆる個人識別型を採用している。を加えた。
- プライバシーの概念は、相対的なものであり、現在、法令上及び判例上保護すべきプライバシーの範囲が確定しているとはいいがたく、現状で、実施機関に判断を委ねれば、その判断によっては取り返しのつかない権利侵害が発生するおそれがある。
- 本県においては、個人情報保護条例の見直しが検討されているところであり、個人情報保護法制における個人情報の取扱いとの整合も視野に入れて検討することが適当である。
- 現行条例の運用に当たっては、社会情勢の変化や司法判断の結果等 を踏まえながら、不開示とする個人情報の取扱いの変更も行ってきて いる。
- したがって、今回の見直しにおいては、条例の規定としては個人識別型を維持するものとし、今後、個人情報に関する判例等の動向を踏えて、不必要に不開示の範囲が広がらないよう、プライバシー保護に留意しつつ運用していくことが適当である。

論点の前提として、説明 を加えた。

(3) 特例条例を廃止し、本体条例と一体化することについて

特例条例については、不開示情報に関する開示の特例を定めたものであるが、現在では、公務員情報に関係する最高裁判例等により開示される情報も多く、法体系の面からも特例条例を廃止し、本体条例と一体化すべきである。

「説明 1

特例条例は平成10年4月の施行以降、次のような情報を一律に 開示するなど、本県の情報公開の開示度の向上に貢献してきた事実 がある。

- ア 職務遂行に係る情報に含まれる県の職員の氏名
- イ 食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等の出席者の所属団体名、 職名及び氏名
- ウ 食糧費の支出に係る債権者の名称又は氏名等
- エ タクシー料金等の支出に係る債権者の名称又は氏名等

法体系の面で、特例条例が存在することは、一般県民からみれば 重層的でありわかりづらいので、これを廃止し情報公開条例と一体 化すべきである。

この場合、開示される情報等の範囲について、現在の特例条例の 内容から後退しないようにすべきである。

また、特例条例は、不開示情報の一部について開示の特例を定めたものであるが、現在では、公務員情報に関する最高裁判例等により開示される情報が多くなっていることにも留意すべきである。

(4) 存否応答拒否処分の適用範囲を限定することについて

「存否応答拒否は、不開示決定の方法の一つであり、適用すべき場面は、合理的に限定された不開示事項すべてにあるので、適用範囲を限定すべきでない。」とする意見と、「存否応答拒否は、決定に対する請求者の権利救済の意味で、他の不開示決定とは異なる面を有するので、適用範囲を限定すべきである。」との意見があった。

いずれの場合であっても、その適用にあたっては、請求者の権利を

(3) 特例条例を廃止し、本体条例と一体化することについて

特例条例については、不開示情報に関する開示の特例を定めたものであるが、現在では、公務員情報に関係する最高裁判例等により開示される情報も多く、法体系の面からも特例条例を廃止し、本体条例と一体化すべきである。

「説明)

特例条例は平成10年4月の施行以降、次のような情報を一律に 開示するなど、本県の情報公開の開示度の向上に貢献してきた事実 がある。

- ア 職務遂行に係る情報に含まれる県の職員の氏名
 - イ 食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等の出席者の所属団体名、 職名及び氏名
- ウ 食糧費の支出に係る債権者の名称又は氏名等
- エ タクシー料金等の支出に係る債権者の名称又は氏名等

法体系の面で、特例条例が存在することは、一般県民からみれば 重層的でありわかりづらいので、これを廃止し情報公開条例と一体 化すべきである。

この場合、開示される情報等の範囲について、現在の特例条例の 内容から後退しないようにすべきである。

また、特例条例は、不開示情報の一部について開示の特例を定めたものであるが、現在では、公務員情報に関する最高裁判例等により開示される情報が多くなっていることにも留意すべきである。

(4) 存否応答拒否処分の適用範囲を限定することについて

「存否応答拒否は、不開示決定の方法の一つであり、適用すべき場面は、合理的に限定された不開示事項すべてにあるので、適用範囲を限定すべきでない。」とする意見と、「存否応答拒否は、決定に対する請求者の権利救済の意味で、他の不開示決定とは異なる面を有するので、適用範囲を限定すべきである。」との意見があった。

いずれの場合であっても、その適用にあたっては、請求者の権利を

|不当に侵害することのないように適正な運用が求められる。

なお、情報公開オンブズマン(仮称)への事前協議の義務付け等に ついては、その必要性も含めて恒重に検討すべきである。

「説明 1

存否応答拒否は、開示請求が特定の者や特定の事項を名指しして 行われた場合など、不開示または不存在と回答しただけで、保護さ れるべき個人の利益や、確保されるべき公益を損なう場合があり得 るので、現行条例の第11条に規定されたものである。

当審査会において、異議申立てに係る審査の結果、取り消すべき とされた例はあるものの、現行条例が施行された平成13年度から 平成15年度までの適用例は16件であり、不開示決定を行った事 案の件数全体の約0.3%となっている。

存否応答拒否の適用範囲を限定すべきかについては、次のとおり 相違する意見があった。

- ア 存否応答拒否は、いろいろな不開示情報がある中で、存在する か否かを答えることによって、結果として不開示として守るべき 情報が明らかになってしまう場合における不開示決定の方法の一 つであり、適用すべき場面は、合理的に限定された不開示事項す べてにあり得るので、不開示事項によって取扱いに差を設けるこ とはできない。
- イ 存否応答拒否が行われ、審査会でそれを否定し、取り消された 場合でも、次の段階で不開示や部分開示の問題となってくる。そ の点で、権利救済を受けることについて、通常より請求者の負担 となる場合がある。現行条例の規定は非常に概括的になっている ので、条文を変更し適用範囲を限定すべきである。

存否応答拒否する際に、情報公開オンブズマン(仮称)に協議すべ きかについては、その必要性・不服申立てが提起された場合に行わ れる審査会の審査との整合性等を勘案して、慎重に検討すべきであ る。

|不当に侵害することのないように適正な運用が求められる。

なお、情報公開オンブズマン(仮称)への事前協議の義務付け等に ついては、その必要性も含めて慎重に検討すべきである。

「説明]

存否応答拒否は、開示請求が特定の者や特定の事項を名指しして 行われた場合など、不開示または不存在と回答しただけで、保護さ れるべき個人の利益や、確保されるべき公益を損なう場合があり得 るので、現行条例の第11条に規定されたものである。

諮問の趣旨は、存否応答拒否の適用範囲を、原則として、個人の 間相違する意見の前提として。 生命、身体若しくは名誉が侵害される場合や犯罪の予防、捜査に支障を表記した。 きたす場合などに限定すべきではないかというものである。

- 当審査会において、異議申立てに係る審査の結果、取り消すべき とされた例はあるものの、現行条例が施行された平成13年度から 平成15年度までの適用例は16件であり、不開示決定を行った事 案の件数全体の約0.3%となっている。
- 存否応答拒否の適用範囲を限定すべきかについては、次のとおり 相違する意見があった。
- ア 存否応答拒否は、いろいろな不開示情報がある中で、存在する か否かを答えることによって、結果として不開示として守るべき 情報が明らかになってしまう場合における不開示決定の方法の一 つであり、適用すべき場面は、合理的に限定された不開示事項す べてにあり得るので、不開示事項によって取扱いに差を設けるこ とはできない。
- イ 存否応答拒否が行われ、審査会でそれを否定し、取り消された 場合でも、次の段階で不開示や部分開示の問題となってくる。そ の点で、権利救済を受けることについて、通常より請求者の負担 となる場合がある。現行条例の規定は非常に概括的になっている ので、条文を変更し適用範囲を限定すべきである。
- 存否応答拒否をする際に、情報公開オンブズマン(仮称)に協議すべ きかについては、その必要性・不服申立てが提起された場合に行わ れる審査会の審査との整合性等を勘案して、慎重に検討すべきであ る。

なお、存否応答拒否の適用に当たって、適正な運用を確保するため 整理番号18の意見:適 に、適用した事案について、事後に審査会等に報告させることも検討||用の事後報告の手続を検討

(5) 審議会等の会議の原則公開を条例に規定することについて

審議会等の審議は、県の政策形成過程の重要な情報であるから、不 開示事項を審議するもの等を除き、原則公開を徹底すべきであり、条 例にその趣旨を明記することを検討すべきである。

「説明1

審議会の審議等は、自治体における政策形成過程の重要な情報で あるからできるだけ公開することが必要である。

県では現在、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を定めて 審議会等について、情報公開条例の不開示事項を審議する場合等を 除いて原則公開とし、その公開手続き等を規定している。

指針について規範性が弱いかどうかは、運用する側の姿勢の問題 もあるが、さらに公開を徹底すべき必要性も認められる。

条例に規定することについては、その規定の仕方によっては、運 用の硬直化や不開示条項等他の条文との不整合等の問題が発生する 場合もあり得る。

したがって、審議会等の公開・非公開に関する特別な基準を、条 例に規定することは適当でない。

条例への明記については、上記の問題点等を踏まえ、規定の趣旨 等について十分な検討を行うべきである。

すべきである。

(5) 審議会等の会議の原則公開を条例に規定することについて

審議会等の審議は、県の政策形成過程の重要な情報であるから、不 開示事項を審議するもの等を除き、原則公開を徹底すべきであり、条 例にその趣旨を明記することを検討すべきである。

「説明)

審議会の審議等は、自治体における政策形成過程の重要な情報で あるからできるだけ公開することが必要である。

県では現在、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」を定めて 審議会等について、情報公開条例の不開示事項を審議する場合等を 除いて原則公開とし、その公開手続き等を規定している。

指針について規範性が弱いかどうかは、運用する側の姿勢の問題 もあるが、さらに公開を徹底すべき必要性が認められる。

条例への規定の仕方については、公開・非公開の基準として、不開||特別の基準がどのようなも 示条項等以外の特別な基準を設ければ、運用の硬直化や不開示条項等∥のを指すのかを表記した。 他の条文との不整合等の問題が発生する場合もあり得る。

したがって、審議会等の公開・非公開に関する特別な基準を、条例 に規定することは適当でない。

上記の問題点等を踏まえ、不開示事項を審議するもの等を除き、原 整理番号25の意見:答 則公開とする趣旨を条例に明記することを検討すべきである。

||すべきとする意見に対応し て追加した。

必要性を明確にする。

申がどのような趣旨の規定 を予定しているのかが不明 との意見に対応し、修正し た。

(6) 県民の意見を反映する機関としての情報公開推進会議(仮称)の設置 | 及びその権能について

情報公開制度に関して、県民各界、各層の意見を取り入れる方法と して、新たな第三者機関(情報公開推進会議(仮称))を設置するこ とは、有意義であると考えられる。

その意味で、委員に公募による一般県民を含める等、組織の構成に 配慮すべきである。

この場合、情報公開審査会は、原則として不服申立ての審査を担当 し、個別の案件の審査を踏まえて、意見表明することができるものと する。なお、情報公開推進会議(仮称)と委員の兼任はすべきでない。 また、組織の検討に当たっては、個人情報保護制度における組織の あり方も視野に入れるべきである。

「説明)

情報公開審査会は現在、不服申立て案件の審査と併せて、制度の 在り方の検討に関する権能を担っているが、堆積する大量の異議申 立ての解消が喫緊の課題となっており、その課題に対する取組を優 先させる必要がある。

また、情報公開制度の円滑な運用と充実のためには、県民の意見 を取り入れていく必要がある。

このようなことから、情報公開制度に関して、利用者としての県 民各界、各層の意見を取り入れるための新たな第三者機関として、 報公開推進会議(仮称)を設置することは意義のあることである。

組織の構成は、その趣旨から、できるだけ各界の者に参加を求め 一般県民を公募で求めるなどすべきである。ただ、県議会議員につ いては、県議会が情報公開の対象となっていることから参加を求め るべきではない。

また、情報公開審査会と情報公開推進会議(仮称)とは、設置の 目的、権能が異なるので、情報公開審査会は、原則として不服申立 て案件の審査を担当することとし、委員の兼任はすべきでない。

(6) 県民の意見を反映する機関としての情報公開推進会議(仮称)の設置 及びその権能について

> 情報公開制度の在り方について、県民各界、各層の意見を取り入れ、 検討する機関として、新たな第三者機関(情報公開推進会議(仮称)) を設置することは、有意義であると考えられる。

> その意味で、委員に公募による一般県民を含める等、組織の構成に 配慮すべきである。

> この場合、情報公開審査会は、原則として不服申立ての審査を担当 し、個別の案件の審査を踏まえて、意見表明をすることができるもの とする。なお、情報公開推進会議(仮称)と委員の兼任はすべきでな L1.

> また、組織の検討に当たっては、個人情報保護制度における組織の あり方も視野に入れるべきである。

*情報公開推進会議(仮称) の本来的な機能を明記し た。

「説明)

情報公開審査会は現在、不服申立て案件の審査と併せて、制度の 在り方の検討に関する権能を担っているが、堆積する大量の異議申 立ての解消が喫緊の課題となっており、その課題に対する取組を優 先させる必要がある。

また、情報公開制度の円滑な運用と充実のためには、県民の意見 を取り入れていく必要がある。

このようなことから、情報公開制度の在り方について、利用者とし||*情報公開推進会議(仮称) ての県民各界、各層の意見を取り入れ、検討するための新たな第三者∥の本来的な機能を明記した。 機関として、報公開推進会議(仮称)を設置することは意義のあるこ とである。

組織の構成は、その趣旨から、できるだけ各界の者に参加を求め 一般県民を公募で求めるなどすべきである。ただ、県議会議員につ いては、県議会が情報公開の対象となっていることから参加を求め るべきではない。

情報公開推進会議(仮称)を設置した場合には、情報公開審査会は、 原則として不服申立て案件の審査を担当し、個別の案件の審査を踏ま えて意見表明をすることができることとすべきである。

情報公開審査会と情報公開推進会議とは設置の目的、権能が異なる ことから委員の兼任はすべきでない。

*県民意見に「委員の兼任 については、審査会の実 情・解釈が伝えられる利 点もあり、否定すべきで ない」 とするものがあ

情報公開審査会は個別の案件の審査を踏まえて、意見表明するこ とができることとすべきであるが、情報公開制度の在り方について の検討は、情報公開推進会議(仮称)において行うべきである。

情報公開審査会と情報公開推進会議(仮称)の権能について、検 討するにあたっては、個人情報保護制度における個人情報保護審議 の権能についても留意すべきである。

(7) 調停機能を有する第三者機関としての情報公開オンブズマン(仮称) の設置及びその権能等について

円滑な制度運用が阻害されている現状を改善するために、第三者機 関の必要性は否定できないところであるが、設置する場合には、第三 者機関にどういう機能を持たせるかを明確にした上で、別個独立の組 織ではなく、情報公開推進会議(仮称)の一部としての設置を検討す べきである。

なお、実施機関と開示請求者等の問題は、第一義的には、実施機関 において解決に努力すべきであり、安易に第三者機関に解決を委ねる べきではない。

「説明1

本県の情報公開制度の運用の阻害要因となっている大量の異議申 立て等の問題は、推進委員会が指摘しているように、開示請求者と 実施機関相互の信頼関係が築けていないことや、窓口対応等につい てのトラブルが原因となっている側面がある。

なお、情報公開審査会が把握した情報公開制度の課題等は、上記の 意見表明を通じて情報公開推進会議(仮称)においても把握すること が可能と考えられる。

情報公開審査会と情報公開推進会議(仮称)の権能について、検 討するにあたっては、個人情報保護制度における個人情報保護審議 の権能についても留意すべきである。

(7) 調停機能を有する第三者機関としての情報公開オンブズマン(仮称) の設置及びその権能等について

円滑な制度運用が阻害されている現状を改善するために、第三者機 関の必要性は否定できないところであるが、第三者機関として別個独 立の組織を設置するのではなく、情報公開推進会議に円滑な運用の阻 害要因の解消に向けた活動を行う機能を持たせることを検討すべきで ある。

なお、実施機関と開示請求者等の問題は、第一義的には、実施機関 において解決に努力すべきであり、安易に第三者機関に解決を委ねる べきではない。

「説明]

本県の情報公開制度の運用の阻害要因となっている大量の異議申 立て等の問題は、推進委員会が指摘しているように、開示請求者と 実施機関相互の信頼関係が築けていないことや、窓口対応等につい てのトラブルが原因となっている側面がある。

情報公開推進委員会の提言は、これらトラブルの未然防止等のため、 意見番号 3 3 の意見のよ 開示請求者からの苦情の申立てを受けて、窓口対応に問題がなかったIIうに、オンブズマンの機能 かを検討するほか、実施機関からの申立てを受けて開示請求者の請求||等の説明がないための意見 が適正かどうかの初期的・第1次的判断し、必要がある場合には双方∥があるため、推進委員会の に改善を求める権能を有する第三者機関として、情報公開オンブズマ□提言の内容を説明した。 ン(仮称)を設置することを検討すべきとしている。

また、情報公開オンブズマン(仮称)の機能としては、他に堆積す る異議申立ての問題に関して、実施機関から解決への依頼を受けるこ となどが盛り込まれていた。

表記の中で、「兼任すべ きでない」ことの理由が わかりづらかった点を改 め、審査会と推進会議の 関係をさらに明確にした。

整理番号31の意見「情 報公開に特化した調停仲裁 機関は設置すべきでない。 ||また、法的位置付けが不明 確なまま『設置を検討すべ きである。』とするのは無責 ||任である。」による。

また、「設置」という言葉 は、オンブズマンの設置等 別の機関の設置を想起させ るので、情報公開推進会議 の機能であることを明確に

その点で、開示請求者が窓口対応等に関して不満がある場合に苦 情を申し立てる手段がないことや、一部には長年の経緯から当事者 間での話し合いが円滑に行えない状況もあることから、第三者機関 の必要性がないとはいえない。

しかし、開示請求者と開示請求に対する応答義務を有する実施機 関の間に第三者機関が直接関与することについては、行政手続上の 問題がないか整理する必要がある。

その上で、情報公開推進会議(仮称)の機能の一部として、トラ ブル等、円滑な運用の阻害要因の解消に向けた活動を行う第三者機 関的な機能を持たせることを検討すべきである。

なお、様々な問題について信頼関係を築くためには、実施機関自 体が努力することが必要であり、安易に第三者に解決を委ねるべき ではなく、第三者機関的な機能を設けるとしても、暫定的なものと することを検討すべきである。

(8) 大量請求を理由とする拒否処分について

現行条例の第6条に権利濫用の禁止規定があるものの、適用された 事例はない。

今後、大量請求への対処として、拒否処分を行うに当たっての基準 を作成すべきである。

なお、第三者機関を活用することは、処分の公平性、客観性の確保 の観点と、手続の複雑化による支障等を総合的に勘案して、十分な検 討を行うべきである。

「説明1

現行条例の第6条に権利濫用の禁止規定があるが、現在までそ の適用例はない。

大量請求が問題とされる中で、この適用による拒否処分が行わ れなかったことは、どのような場合が濫用的請求に当たるかなど、 拒否処分を行うに当たっての基準がなく、実施機関において判断 が難しかったことも原因と考えられるので、現実に適用を検討す

たしかに、開示請求者が窓口対応等に関して不満がある場合に苦 情を申し立てる手段がないことや、一部には長年の経緯から当事者 間での話し合いが円滑に行えない状況もあることから、第三者機関 の必要性がないとはいえない。

しかし、開示請求者と開示請求に対する応答義務を有する実施機 関の間に第三者機関が直接関与することについては、行政手続上の 問題がないか整理する必要がある。

その上で、情報公開推進会議(仮称)に、トラブル等円滑な運用の 「一部の」を削除、「一部」 阻害要因の解消に向けた活動を行う第三者機関的な機能を持たせることすることは、原則として とを検討すべきである。

なお、様々な問題について信頼関係を築くためには、実施機関自 体が努力することが必要であり、安易に第三者機関に解決を委ねるべ きではなく、第三者機関的な機能を設けるとしても、暫定的なものと することを検討すべきである。

(8) 大量請求を理由とする拒否処分について

現行条例の第6条に権利濫用の禁止規定があるものの、適用された 事例はない。

今後、大量請求への対処として、拒否処分を行うに当たっての基準 を作成すべきである。

なお、第三者機関を活用することは、処分の公平性、客観性の確保 の観点と、手続の複雑化による支障等を総合的に勘案して、十分な検 討を行うべきである。

「説明 1

現行条例の第6条に権利濫用の禁止規定があるが、現在までそ の適用例はない。

大量請求が問題とされる中で、この適用による拒否処分が行わ れなかったことは、どのような場合が濫用的請求に当たるかなど、 拒否処分を行うに当たっての基準がなく、実施機関において判断 が難しかったことも原因と考えられるので、現実に適用を検討す

推進会議が自治的に決する 事項である。

る中で、一定の基準を作るべきである。

なお、基準策定に当たっては、拒否できる大量請求の概念として 実質的に対応可能かどうかを問題の本質として捉えるべきである。

また、推進委員会の提言の趣旨は、大量請求を理由とした拒否処分を行うに当たって、処分が恣意的になされないように情報公開オンプズマン(仮称)を関与させることを検討すべきというものであたが、拒否処分の前提として、第三者を活用することには、処分の公平性・客観性の確保の観点と、手続きが複雑化することによる支障の面から十分な検討が必要である。

(9) 手数料制による大量請求の抑止について

大量請求に対する対応として、手数料を課すことについては、次のような異なる意見があった。

- ・ 費用の公平な負担を求めるという観点から、手数料を課すこと に理由がないとはいえず、情報公開制度の性格を考えたとしても、 一概に手数料を否定すべきでない。
- ・ 大量請求の問題は、不適正な請求にいかに対処するかの問題で あり、手数料制とは分けて考えるべきである。
- ・ 情報公開制度は、利用されることによって発展してきた側面が あるので、手数料を課すことは適当でない。

「説明 1

情報公開に手数料を課すことは、法的な判断よりも政策的な方針としてどうすべきかという問題である。

手数料制を一概に否定すべきではないとする立場として 手数料を課すことに、大量請求の抑止効果があることは確かであ る。一定量を超えた場合や商用での請求などに手数料を課すことは あってよいと思う。これらを税金で賄うことが問題であるというこ ともできる。

仮に、行政が保有する情報が住民の共有財産であるとする論法を るなら、むしろ住民票も無料とすべきという議論も出てくる。 という意見がある一方

大量請求と手数料は分けて考えるべきとする意見として

る中で、一定の基準を作るべきである。

なお、基準策定に当たっては、拒否できる大量請求の概念として 実質的に対応可能かどうかを問題の本質として捉えるべきである。

また、推進委員会の提言の趣旨は、大量請求を理由とした拒否処分を行うに当たって、処分が恣意的になされないように情報公開オンプズマン(仮称)を関与させることを検討すべきというものであたが、拒否処分の前提として、第三者を活用することには、処分の公平性・客観性の確保の観点と、手続きが複雑化することによる支障の面から十分な検討が必要である。

(9) 手数料制による大量請求の抑止について

大量請求に対する対応として、手数料を課すことについては、次のような異なる意見があった。

- ・ 費用の公平な負担を求めるという観点から、手数料を課すこと に理由がないとはいえず、情報公開制度の性格を考えたとしても、 一概に手数料を否定すべきでない。
- ・ 大量請求の問題は、不適正な請求にいかに対処するかの問題で あり、手数料制とは分けて考えるべきである。
- ・ 情報公開制度は、利用されることによって発展してきた側面が あるので、手数料を課すことは適当でない。

「説明)

情報公開に手数料を課すことは、法的な判断よりも政策的な方針としてどうすべきかという問題である。

手数料制を一概に否定すべきではないとする立場として 手数料を課すことに、大量請求の抑止効果があることは確かであ る。一定量を超えた場合や商用での請求などに手数料を課すことは あってよいと思う。これらを税金で賄うことが問題であるというこ ともできる。

仮に、行政が保有する情報が住民の共有財産であるとする論法を るなら、むしろ住民票も無料とすべきという議論も出てくる。

という意見がある一方

大量請求と手数料は分けて考えるべきとする意見として

大量請求の問題は、不適正な請求にいかに対処するかの問題であ り、手数料を課すこととは別に考えるべきである。

という意見や

手数料は課すべきでないとする意見として

情報公開制度には利用されることによって発展してきた側面があるので、手数料は課すべきではない。

という意見があった。

2 その他制度改善に資する事項

(1) 文書管理について

文書管理の問題は、情報公開制度にとって車の両輪であり、非常に 重要であるが、当審査会における不服申立て案件の審査においても、 文書の存在等をめぐって、文書管理が不適正な事例も見受けられた。 文書管理に関する現在の運用には、指摘すべき問題点があるので、 これらの改善に向けた取組が必要である。

「説明1

文書管理における現在の運用には、次のような問題点が指摘できこれらの改善に向けた取組が必要である。

ア 文書管理電算システムの使用が、知事部局と教育庁本庁に限定されており、文書処理の電子化として不十分である。

- イ 文書を廃棄する際には、文書目録と併せて廃棄することとされており、廃棄済みの場合、開示請求に対しての文書不存在の確認が困難となるケースがある。
- ウ 保存期間に係る定めが概括的であることはやむを得ないが、実際の運用が各課ごとに行われており、相互の調整やチェックが機能しない状況である。
- エ 文書目録が紙ベースであり、保存や検索の面で改善を要する。 また記載が文書件名のみであり、開示請求者の利便のうえからは、 改善を検討すべきである。
- オ 文書目録の作成範囲が運用上、決裁供覧文書が中心となっている面があり、行政文書の目録としては十分でない。

大量請求の問題は、不適正な請求にいかに対処するかの問題であ り、手数料を課すこととは別に考えるべきである。

という意見や

手数料は課すべきでないとする意見として

情報公開制度には利用されることによって発展してきた側面があるので、手数料は課すべきではない。

という意見があった。

2 その他制度改善に資する事項

(1) 文書管理について

文書管理の問題は、情報公開制度にとって車の両輪であり、非常に 重要であるが、当審査会における不服申立て案件の審査においても、 文書の存在等をめぐって、文書管理が不適正な事例も見受けられた。 文書管理に関する現在の運用には、指摘すべき問題点があるので、 これらの改善に向けた取組が必要である。

「説明]

文書管理における現在の運用には、次のような問題点が指摘できてれらの改善に向けた取組が必要である。

ア 文書管理電算システムの使用が、知事部局と教育庁本庁に限定されており、文書処理の電子化として不十分である。

- イ 文書を廃棄する際には、文書目録と併せて廃棄することとされており、廃棄済みの場合、開示請求に対しての文書不存在の確認が困難となるケースがある。
- ウ 保存期間に係る定めが概括的であることはやむを得ないが、実際の運用が各課ごとに行われており、相互の調整やチェックが機能しない状況である。
- エ 文書目録が紙ベースであり、保存や検索の面で改善を要する。 また記載が文書件名のみであり、開示請求者の利便のうえからは、 改善を検討すべきである。
- オ 文書目録の作成範囲が運用上、決裁供覧文書が中心となっている面があり、行政文書の目録としては十分でない。

(2) 情報化の推進について

開示請求手続に係る情報化の現状については、次のような問題点が 指摘できる。これらの事項に関しては、開示請求者の利便性の向上や、 情報公開事務の処理の迅速化の観点から、改善に向けた取組が必要で ある。

- 1 行政文書目録閲覧システムの検索可能範囲が限定的で十分でな
- 2 ファクシミリや E メールによる開示請求が認められていない。

「説明 1

行政文書目録閲覧システムも検索可能範囲が、文書管理電算シ ステムにより処理された文書の範囲に限定されており、開示請求 者の利便性の面から十分でない。

現在、請求行為について、文書により事実関係を明確にすると の観点から、ファクシミリやEメールによる開示請求を認めていな いが、国においては、すでにEメールによる開示請求が認められ ており、県民の利便性の面から考慮すれば、本県においてもこの運 用を改善すべきである。

(3) 情報提供の推進について

県民に対する説明責任を全うし、開かれた県政を実現していくた めには、開示請求によるまでもなく、県政に関する情報を県民がいつ でも見られるようにしておくことが大切である。その意味で、情報提 供は非常に重要な施策であるので、県民のニーズに応じた情報提供を 一層推進すべきである。

[説明]

県民に対する説明責任を全うし、開かれた県政を実現していく

(2) 情報化の推進について

開示請求手続に係る情報化の現状については、次のような問題点が 指摘できる。これらの事項に関しては、開示請求者の利便性の向上や、 情報公開事務の処理の迅速化の観点から、改善に向けた取組が必要で

- 1 行政文書目録閲覧システムの検索可能範囲が限定的で十分でな
- 2 ファクシミリや E メールによる開示請求が認められていない。

「説明 1

行政文書目録閲覧システムも検索可能範囲が、文書管理電算シ ステムにより処理された文書の範囲に限定されており、開示請求 者の利便性の面から十分でない。

現在、請求行為について、文書により事実関係を明確にすると の観点から、ファクシミリやEメールによる開示請求を認めていな いが、今日では、情報化社会の進展により、行政手続のオンライン化間改善の必要性を明確化し、 の要請が高まっており、国においても、本年3月末から情報公開手続間さらに情報公開手続のオン をオンラインを利用して行えるようになっている。

本県においても、県民の利便性を考慮し、情報公開手続のオンライル必要を明記した。 ン化に向けて、改善が求められる。

ライン化に向けての改善の

(3) 情報提供の推進について

県民に対する説明責任を全うし、開かれた県政を実現していくた めには、開示請求によるまでもなく、広く県民に情報が公表・提供さ れる仕組みが充実していることが大切であり、特に県政に関する情報 は県民がいつでも見られるようにしておくことが大切である。その意 味で、情報提供は非常に重要な施策であるので、県民のニーズに応じ た情報提供を一層推進すべきである。

情報提供の必要性等をより 広く表現した。

[説明]

県民に対する説明責任を全うし、開かれた県政を実現していく

ためには、開示請求によるまでもなく、県政に関する情報を県民 がいつでも見られるようにしておくことが大切である。

その意味で、情報提供の充実は非常に重要な施策であり、開示 請求に応じて開示されたもの等、県民のニーズがあるものについ ては、行政文書の内容を積極的に公表するなど、情報提供を一層 推進すべきである。

本県の県政情報の公表が、文書館での閲覧が原則となっている 点については、改善が求められる。また、その際に、ホームペー ジトで、開示請求権制度利用者向けのページと公表情報へのアク スページをリンクさせるなど使い勝手の面からの工夫をすべき である。

開示請求権制度の利用者が少数のものに限られていることには 制度の利用方法等について、一般県民への周知が十分でないこと も一因と考えられ、その点に関する努力も求められる。

(4) 異議申立て案件の処理について

異議申立ての処理に関して、速やかな諮問と迅速な処理のため、標 準的な処理期間を定めることなどを検討すべきである。

また、異議申立て案件の処理を円滑に進めるためにも、研修会等を 通じて、職員一人ひとりに説明責任に関する意識を浸透させるととも に、諮問前の決定の見直し等についての実施機関に対する働きかけを、 より具体的で成果があがるようなものとすべきである。

[説明]

異議申立てが堆積している本県の現状から、異議申立ての処理 に長期間を要する場合が多いが、実施機関において処理すべき事 務等に関しては、実施機関の実情に応じて標準的な処理期間を定 ためには、開示請求によるまでもなく、広く県民に情報が公表・提出 供される仕組みが充実していることが大切であり、特に県政に関す る情報は県民がいつでも見られるようにしておくことが大切であ る。そのことが、今日の大量請求の問題の解消のため有効である。

その意味で、情報提供の充実は非常に重要な施策であり、開示 請求に応じて開示されたもの等、県民のニーズがあるものについ ては、行政文書の内容を積極的に公表するなど、情報提供を一層 推進すべきである。

本県の「県政情報の公表に関する要綱」に基づく公表が、文書館 表現が正確でなかったので での閲覧が原則となっている点については、改善が求められる。ま||修正した。 た、その際に、ホームページ上で、開示請求権制度利用者向けのペ ージと公表情報へのアクスページをリンクさせるなど使い勝手の面 からの工夫をすべきである。

開示請求権制度の利用者が少数のものに限られていることには 制度の利用方法等について、一般県民への周知が十分でないこと も一因と考えられ、その点に関する努力も求められる。

同上

(4) 異議申立て案件の処理について

異議申立ての処理に関して、速やかな諮問と迅速な処理のため、標 準的な処理期間を定めることなどを検討すべきである。

また、異議申立て案件の処理を円滑に進めるためにも、異議申立て があった場合等に開示・不開示の決定が的確に行われているか、実施 機関自らが速やかに見直すことが必要であり、諮問前の決定の見直し 等についての実施機関に対する働きかけも、より具体的で成果があが るようなものとすべきである。

職員の説明責任に関する意 識の問題は、切り離して別 項目として掲載した。

[説明]

異議申立てが堆積している本県の現状から、異議申立ての処理 に長期間を要する場合が多いが、実施機関において処理すべき事 務等に関しては、実施機関の実情に応じて標準的な処理期間を定 ることを検討すべきである。

異議申立てが堆積している現状を解消し、本県の情報公開制度の健全な運用を回復するためには、現在堆積している事案について、説明責任の観点から、現在の運用に照らして不開示情報を見直すことが有効である。

そのためにも、職員一人ひとりに説明責任に関する意識を浸透させることが必要であり、研修会等を積極的に開催するなどの努力をするとともに、開示事例の集積を基にした、実施機関のマニュアルとしての公開基準の整備などを検討すべきである。

また、審査会への諮問前に、裁判所判例や答申先例に基づき決定の見直しを行うことについて、実施機関への働きかけを、単に伝達や説明に止まらず、具体的で成果のあがるものとすべきである。

(5) 条例による請求対象文書の拡大等について

現在行われている条例施行以前の文書についての申出制度は、異議申立ての対象となっていない点等で、説明責任の観点から不十分であり、これらの文書についても開示請求の対象とするなどの見直しをすべきである。

また、不開示条項の適用が文書の作成等の年度によって異なる点も、一般的に分かりづらいので、条例の適用範囲を見直すべきである。

[説明]

旧条例施行以前の行政文書や旧条例施行後の決裁供覧文書以外の行政文書については、開示請求の対象とせず、代わって申出制度により対応しているが、この申出に対する応答は、行政処分とはならないため、異議申立ての対象とならないことや、文書の作成年度を知らない一般県民に開示請求とは別の手続きを求める点などで、説明責任の観点から不十分であるので、これらの文書についても開示請求の対象とするなどの見直しをすべきである。

また、不開示条項が、文書の作成等の年度によって現行条例第

ることを検討すべきである。

異議申立てが堆積している現状を解消し、本県の情報公開制度の健全な運用を回復するためには、現在堆積している事案について、説明責任の観点から、現在の運用に照らして不開示情報を見直すことが有効である。

そのためにも、異議申立てがあった場合等に、開示・不開示の決定が的確に行われているか、実施機関自らが速やかに見直すことが必要であり、速やかな見直しのため、開示事例の集積を基にした、実施機関のマニュアルとしての公開基準の整備などを検討すべきである。

また、審査会への諮問前に、裁判所判例や答申先例に基づき決定の見直しを行うことについて、実施機関への働きかけを、単に伝達や説明に止まらず、具体的で成果のあがるものとすべきである。

(5) 条例による請求対象文書の拡大等について

現在行われている条例施行以前の文書についての申出制度は、異議申立ての対象となっていない点等で、説明責任の観点から不十分であり、これらの文書についても開示請求の対象とするなどの見直しをすべきである。

また、不開示条項の適用が文書の作成等の年度によって異なる点も、 一般的に分かりづらいので、条例の適用範囲を見直すべきである。

[説明]

旧条例施行以前の行政文書や旧条例施行後の決裁供覧文書以外の行政文書については、開示請求の対象とせず、代わって申出制度により対応しているが、この申出に対する応答は、行政処分とはならないため、異議申立ての対象とならないことや、文書の作成年度を知らない一般県民に開示請求とは別の手続きを求める点などで、説明責任の観点から不十分であるので、これらの文書についても開示請求の対象とするなどの見直しをすべきである。

また、不開示条項が、文書の作成等の年度によって現行条例第

同上

8条と旧条例第11条に区分される点についても、非常に分かり づらいので、この部分の適用範囲についても見直すべきである。

8条と旧条例第11条に区分される点についても、非常に分かりづらいので、この部分の適用範囲についても見直すべきである。

(6) 職員の意識について

県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と 県民参加による行政の一層の推進を図るためには、情報公開制度の運 営に携わる職員一人ひとりが、県民への説明責任を正しく認識し、情 報公開事務を的確に執行していくことが重要である。

したがって、制度面の改善と併せて、研修等を通じて、職員の説明 責任に対する意識を高め、情報公開制度の運用に必要な知識を習得さ せるための取組みに一層努力すべきである。

[説明]

情報公開制度の改善のため、施策として取り組むべき事項は第2に示すとおりであるが、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図るためには、情報公開制度の運営に携わる職員一人ひとりが、県民への説明責任を正しく認識し、情報公開事務を的確に執行していくことが重要なことである。

そして、そのことが開示請求者と実施機関相互の信頼関係を築くことや、 本県の抱える情報公開制度における諸問題を本質的に解決することにつな がるものである。

したがって、制度面の改善と併せて、研修等を通じて、職員の説明責任 に対する意識を高め、情報公開制度の運用に必要な知識を修得させるため の取組みに一層努力することが必要である。

職員の説明責任に関する意 識の問題は、切り離して別 項目として掲載した。

整理意見		意見の骨子案との	
番号 番号 枝番 受付日	意 見	性質無箇所	
1 2 10 平成15年11月20	触するものを除き「提案」を尊重して〈ださい。		「情報公開の推進に関する提言」と当審査会との関わりについては、答申の中で言及する方向で検討中である。 当審査会は、県の附属機関として情報公開制度の運営に関して、調査審議や建議の
2 8 11 平成16年5月26	日 第2 5 「情報公開の推進に関する提言」(千葉県情報公開推進委員会、平成13年9月)の中で、当申入書に抵触す るものを除き「提案」を尊重してください。 	施策提案 有 第1	権能を有し、不服申立て案件の審査に携わっている立場から検討が要請されたものと考えている。独自の立場から検討を加え、より実効性のある情報公開制度の施策を提案することを旨として答申をまとめることにしている。
3 9 1 平成16年6月14	日 第1 「答申に当たっての基本的な考え方」について:本答申骨子案は、第1 イに記載することのみを現状認識の前提として、審議が進められたもののように見受けられるが、そうした大量請求、あるいは異議申し立てがなされる背景となった県政のあり方・現状についての、分析がほとんど見受けられないのではないか、という疑問がある。県民側でなく、県行政側から提示された情報と県側の視点に立っての答申骨子案であるように感じられることは、諮問事項に制約された審査会による検討という性質上やむを得ないことではあろうが、はなはだ残念である。(要約)	骨子案 有 第1 への意見	審査会の審議において、このような問題点は認識されていたが、表記されていなかったので、の結びに下線を加える。制度面からの見直し <u>や、県政情報の県民への提供が十分であったかなど、実施機関の情報公開への取組の問題等について検討が必要とされていた。</u>
4 11 1 平成16年6月21	日 第1 答申にあたっての基本的な考え方: 条例の改正にあたって、情報公開を一層進展させること、千葉県政にとって情報公開の拡充が基本施策であることの認識を深める規定を設ける。情報公開の推進と省力化に資するため、以下の実施が必要である。1)開示された文書は公開し、再度の請求を必要なくする。2)請求文書の開示期間30日を15日とする。(他の自治体に出来て、千葉県に出来ない理由はないし、2倍の開示期間ということは、2倍の経費をかけていることに気付くべきである。)3)HPからの情報公開請求を受け付け、情報開示事務の管理の実施、電子化による開示を行なえるよう整備する。(要約)	骨子案 有 第1への意見	当審査会に諮問された趣旨は大量の開示請求や堆積する異議申立て等、本県の情報公開が抱える様々な課題を解決し、制度の円滑な運用を確保するための施策を提案することと考えており、その課題が解決されることが情報公開の一層の推進につながっていくものと考える。 1)については、2(3)情報提供の推進 で意見の同趣旨のことに言及する方向で検討中。なお、開示された文書すべてをそのまま公表することやそれらを請求の対象から除外することは、検討しなければならない様々な問題があるものと考える。 2)については、整理番号69、70の意見と同趣旨。なお、2倍の開示期間が2倍の経費をかけているとする点は、論拠が不明である。 3)については、2(2) の表現に、情報化社会の進展と国においても情報公開手続をオンラインを利用できるようになった旨を表記し、改善を求める事項に加える。
5 12 1 平成16年6月22	日 第1について: 貴審査会の「答申骨子案」は、取り組むべき条例の規定上の問題点について明確な結論を示すことを避け、事実上、結論や対応を、改正条例案を作成する実施機関に委ねていると思われます。 今回の諮問に付いては、条例上の権限に基づかず知事の特別の諮問のもとに行われたものと思われます。 しかし「情報公開の推進に関する提言」で結論づけられていた条例改正に関する提案をあいまいにした答申骨子案を発表されていることについて失望を禁じ得ません。 において説明がなされていますが、明確な方向性が示されていないものも多く、条例改正が必要な事項についてどのような結論に達したのか不明瞭です。 推進委員会の提言は尊重されるべきですし、検討に当たっては説明責任を果たすべく、審査会としての明確な考え、立場を明らかにすべきです。 両論併記や結論を明確にせずに、実施機関がどのような結論をとっても整合性が取れるような答申を出すならば、その責任を放棄したにほかなりません。 仮に両論併記や明確な方針が示せないということであれば、それは検討が不十分であることの表れであり、条例改正の方向性を混乱させるだけです。(要約)	骨子案 有 第1への意見	当審査会は千葉県行政組織条例において「情報公開制度の運営について、諮問に応じ調査審議し、これに関し必要と認める事項を答申し、又は建議する」権能を有している。 当審査会に諮問された趣旨は、大量請求や堆積する異議申立て等、本県の情報公開が抱える様々な課題について、実効的な解決策等につなげる視点からの検討が要請されたものと考えている。そして、これらの課題に、不服申立て案件の審査等を通じて直接接している立場から、制度改善の必要性は十分認識している。 諮問された項目は、いずれも重要な事項であり、安易に方向性を決することができる事項ではない。これに対する委員の意見の集約にこだわるあまり、実効性のある施策の方向性を示すことが遅れ、早期の制度改善につながらないこととなることは、避けるべきであると考えているものである。なお、これらの事項についても今後の検討課題として検討する際、整理しなければならない論点を明示するため、両論併記等を行っているものである。
6 8 15 平成16年5月26	日 第3 1 目的を規定する第1条に「知る権利」を明記してください。	施策提案 有 第2 1(
7 9 2 平成16年6月14	日 第2 1 (1)知る権利を条例の目的規定に明記することについて:「知る権利」なるものを条例の目的規定に置くことによって県の情報公開実務がどのように変化し得るかについての検討、あるいは具体例についての説明がないことは残念である。 精神的・理念的規定にすぎないというのであればそのように、この権利を明示することによって具体的に何らかの制度が創設されることが予定され、あるいは変化があり得るとすればそのことをきちんと説明すべきである。規定を置くことによって、現状が「知る権利」の実現と位置付けられることになり得るならば、弊害以外のものではないと考える。(要約)		1) 現行条例において、情報公開制度を一層推進するための基本的な理念として前文に 明記されたものであり、その理念の下で現行条例は運用されている。これをさらに目的 規定に明記する必要性については、異なる意見があるため論点を明示する方向で検 討中。
8 11 2 平成16年6月21	日 1(1) 知る権利を条例の目的規定に明記することについて: 千葉県の情報公開の取扱については不十分であり、知る権利を明記し、重要視していることを職員に周知する意味でも、これを明記するべきである。情報公開請求に際して、主管部門職員から、 今の時期は忙しいので請求を取り下げてくれないか 県議会が開催中なので、開示が2週間遅れることを了承してくれ 請求された当該文書は、窓口で閲覧させているので請求の対象でないし、コピーをとらせることはしていない、との扱いを受けた。 については当該課の取扱を変更させ、いづれも請求書を受付させたが、職員の情報公開についての認識はこの程度である。よって、条例に明記する必要がある。	への意見	1) 「知る権利」を目的規定に明記する必要性等については相違する意見があるため、論点を明示する方向で検討中。
9 12 2 平成16年6月22	日 第2 - 1(1)について: 現行条例では前文で『「知る権利」を尊重し』とされています。表現がかぎカッコつきの「知る権利」であることからも明らかなように、情報公開条例で保障する権利は、第一義的に「開示請求権」であることは明らかです。「知る権利」の概念に関して確立していないとするのは、すでに多くの自治体において確立してきた情報公開制度に関する考え方からするときわめて消極的です。前文も法令の一部であることには変わりなく、すでに前文で「知る権利」がうたわれている以上は、より積極的に知る権利を位置づけるためにも目的規定に明記すべきです。また、答申骨子案では両論が併記されていますが、少なくとも推進委員会提言では明確に知る権利を明記すべきと結論付けているわけですから、貴審査会としての結論を明示し、その是非も含めて県民に問うことが、貴審査会としての説明責任を果たすことであると思います。(要約)		1) 整理番号5の意見のとおり、諮問された項目について、安易に方向性を決するべきではなく、さらに長期間を要して審査会としての立場を明らかにすることよりも、早期の制度改善を目指すべきと考えている。

整理 意見				案との関連	
番号 番号 枝番 受付日	意。見	性質	有 無	箇所	取扱案
10 8 16 平成16年5月26日	第3 2 個人情報保護については、プライバシー保護型にしてください。	施策提案	有第	2 1(2)	条例の規定としては、当面、個人識別型を維持するものとし、不必要に不開示の範囲が広がらないよう、プライバシー保護に留意しつつ運用していくことが適当と考えており、答申で言及する方向で検討中である。
	(2)個人情報の規定を改めることについて: 千葉県は、プライバシー概念の不明確さを理由に、県政の適切な情報公開を拒んできた経緯がある。非プライバシーが明確であるものについても「個人情報」を理由に、一部不開示として取り扱っている事実がある。特に、千葉県自身による公的公表をしている情報や、新聞等マスコミで公知になっている情報についてまで、それらを検討・検証することなく情報公開請求の対応に限って「個人情報」を理由に不開示とする運用が日常的に行われている現実についての認識が不十分である。特に、長年(情報公開制度発足後も長期にわたって)公表されていた、他に公表されている事実に関する情報が、情報公開制度運用の不適切の指摘を受けて、事実を隠蔽する運用に変化するなど、目に余る不適切な対応があることについてなどの認識を欠くのではないか。では、『社会情勢の変化や司法判断の結果などを踏まえながら、不開示とする個人情報の取扱いの変更も行ってきている』との認識を示しているが、いかなる具体例を前提にしているか不明瞭であり、情報の開示も行われているとは言えない。具体的に県行政がどのように改善されてきたのか、公表すべきである。(要約)			2 1(2)	指摘された状況については具体的にどのような事案をさしているのか不明であるが、本文に「プライバシー保護に留意しつつ」と明記した上で、説明 において「不必要に不開示の範囲が広がらないよう、プライバシー保護に留意しつつ」として、保護すべきプライバシーに当たらないことが明確な個人情報についてまで、不開示とすることがないように、答申の中で言及する方向で検討中である。の社会情勢の変化による取扱い変更は、知事交際費の使途や公務員の非違行為に関する関心の高まりから、知事交際費の支出の相手方や懲戒免職処分を受けた職員の氏名等を公表していることなどに伴う運用の変更などの例があるが、これらを説明するまでの実益は乏しいものと考えている。
	(2) 個人情報の規定を改めることについて: 条例の表現上の問題のみでなく、運用として、プライバシーを重視するべきである。現状の運用では重視されていないから、明記するべきである。プライバシーについては、運用上、最大限に尊重されるべきであることは当然である。情報公開審査会の検討資料においても、個人情報が掲載されていることに気付かない運用が行なわれている現状であり、条文に明記すべきである。			2 1(2)	1(2)本文に「プライバシー保護に留意しつつ運用を行っていくべきである」と答申で言及する方向で検討中。
	第2 - 1(2)について: 現行条例8条2の規定について、個人識別型を採用する場合であっても不開示情報の範囲をプライバシー保護型に準じて限定すべきであるという趣旨については、さらに検討し貴審査会としての立場、方向性をあきらかにすべきです。特例条例については骨子案においても情報公開条例と一体化すべきとしていることから、少なくとも現行条例8条2号ハの規定の見直しと、新たに但し書きを設ける必要があると思われます。しかし、答申骨子案では説明のや第2 - 1(3)の説明 としているに過ぎず、具体的な見直しの内容については明らかにしていません。個人情報保護制度との整合性は検討に値しますが、すでに法的な枠組みは明らかであり、現時点でこうした制度との整合性を検討して立場を明らかにしないのは、なすべき検討が行われていないといわざるをえません。また、個人情報保護制度では個人情報の収集・利用・提供・管理に関する規定が中心であり、開示・不開示の判断に直接影響を与えるものではないと考えられます。個人情報の取扱との整合の何について検討を要するのか、明らかにしてください。なお、個人識別型を採用したとしても、個人情報として保護されるべきは個人生活に関する情報であり、このような限定は可能です。また、公務員情報を原則公開としても現行条例のような公務員の定義である以上、私的諮問機関の委員個人が特定される情報について公開対象にならないなど、他にも検討を要すべき事項はあることから、保護すべき個人情報の範囲について具体的に検討し貴審査会としての明快な結論を示すべきです。(要約)	骨子案への意見		2 1(2)	「当面、個人識別型を維持すべきである。」と当審査会の立場は明らかにしている。「個人情報保護法制における個人情報の取扱いとの整合も視野に入れて検討することが適当である。」としているのは、個人情報保護法制において保護の対象とされる個人情報と情報公開条例において個人の権利利益の保護のため不開示にされる個人情報の範囲に乖離があるのは好ましくないとすることなどから触れたものであり、本県において、個人情報保護条例の見直しに向けた検討が行われていることも踏まえたものである。 意見では「個人情報として保護されるのは個人生活に関する情報であり、このような限定をすることは可能」としているが、「個人生活に関する情報」という限定の仕方で、個人の権利利益の保護のため、不開示とされる情報を適確に限定できるとは考えられない。「保護すべき個人情報の範囲」について明確に判断する困難性もあって「当面、個人識別型を維持すべき」としているのであって、運用については「個人情報に関する判例等の動向を踏まえて、不必要に不開示の範囲が広がらないよう、プライバシー保護に留意しつつ」と方向性を示している。
14 8 17 平成16年5月26日	第3 3 特例条例の存在そのものが千葉県の制度を象徴しています。本条例に一本化して〈ださい。	施策提案	有第	2 1 (3)	法体系の面からも特例条例を廃止し、本体条例と一体化すべきと考えており、答申の中で言及する方向で検討中である。
15 11 4 平成16年6月21日	(3)特例条例を廃止し、本体条例と一体化することについて: 当然に一体化するべきである。	骨子案 への意見		2 1 (3)	
	第2 - 1(3)について: 現行条例8条3号については、特例条例で食糧費の支出、タクシー料金等の支出に係る債権者の名称等が原則公開とされています。しかし、8条3号において保護すべきものは限られており、特例条例がないとこれらの情報が公開できないという解釈の方が、誤りと考えられます。あくまでも保護されるものは法人等の「正当な利益」と解釈すれば、現行条例においても公開が可能であったと思われます。特例条例によってでなければ公開できない解釈運用をしていたのであれば、特例条例に定める法人情報以外の法人情報の公開に対して懸念を覚えざるを得ません。特例条例の廃止とするだけでなく、現行条例8条3号の解釈運用の検討を行う必要があると考えます。(要約)	骨子案 への意見	有第	2 1(3)	意見が指摘している部分については、当審査会の平成14年度の答申で、法人等情報における債権者の名称が、原則として条例8条3号イの不開示情報に当たらないとする判断を示しており、以後それに基づいた運用がなされていると理解している。それらのことも含めて、「現在では、公務員情報に関する最高裁判所判例等により開示される情報が多くなっていることにも留意すべきである。」としているものである。
17 8 18 平成16年5月26日	第3 4 存否応答拒否の適用には厳しい歯止めが必要です。	施策提案	有第	2 1 (4)	適用範囲の限定については相違する意見があるので、論点を明示し、また請求者の権利を不当に侵害することのないように適正な運用を求める方向で検討中である。
	(4) 存否応答処分の適用範囲を限定することについて: 存否応答処分の運用については、少なくとも客観的な事後検証が必要である。その検証機関は、審査会が行うべきであり、その負担は当然、審査会が担うべきである。例えば、毎月1回、存否応答処分の決定にかかる請求・情報について審査会に報告し、その運用例について検討が行われHP等で公表されれば、適正な運用が期待され得る。この点、「情報公開オンブズマン(仮称)」に対する事前協議には賛成できない。その理由は、条例上、どのような位置付けになるのかが十分に説明されているとは言い難いこと、オンブズマンの人選が特定団体等への配慮の有無などを含め、不透明であること、協議の場あるいは協議過程情報の公開・公表制度が確立されるとは考え難いこと、などである。(要約)	骨子案への意見		2 1 (4)	濫用防止のため運用で審査会等への事後報告を義務付けることなどは、確かに他県で行われている例があり、考えられることであるので、 <u>その点を答申で言及するため説明文に追加することを検討する。</u> 情報公開オンプズマンへの協議については、答申に「その必要性も含めて慎重に検討すべき」と明記する方向で検討中である。

整理意見	± 0	意見の 性質	骨子第		
番号 番号 枝番 受付日	意見		無	箇所	取扱案
19 11 5 平成16年6月21	日(4)存否応答拒否処分の適用範囲を限定することについて: 存否応答拒否処分は不開示決定の方法の一つではない。審議会でこのような議論をすること自体、県民にとって悲しいことである。存否応答拒否処分は残す必要性があると考えるが、その取扱については当然に慎重であるべきである。			2 1 (4)	(不開示決定の方法の一つではないとする論拠が不明である。) 「請求者の権利を不当に侵害することのないよう適正な運用が求められる。」と答申で言 及する方向で検討中。
	第2 - 1(4)について: 存否応答拒否処分の適用対象については一定の限定をすべきです。骨子案においては、規定を設けたことによる影響はさほどないような書きぶりになっています。しかし、貴審査会で配布された資料によれば、過去に適用された存否応答拒否についてはその詳細を知ることはできないことからも、そもそも適用したことが適切であったかについて疑問の余地があります。適用を受けているケースは個人情報、法人情報に関するものが主であることから、こうした運用実態を踏まえて限定した規定とすべきです。また、情報公開オンブズマンとの事前協議は実施機関の情報公開担当課とし情報公開オンブズマンに対しては報告をした上で公表することにするなど、適用に当たっての手続を重くすることで、一定の歯止めは可能と考えられますので、濫用防止については具体的に検討し、立場を明らかにすべきです。(要約)	への意見			適用をしている事例が主に個人情報、法人情報に関するものであっても、犯罪予防情報等他に適用が必要となる場面が考えられ、単にその運用に合せて適用範囲を限定することは適当でないと考える。なお、委員の意見の中に適用範囲を限定すべきとするものがあるが、存否応答拒否処分が行政文書の存否を明らかにしない処分であることから個人の生命、身体、名誉等に関する情報や犯罪予防情報等特定の情報に限定すべきとするものであって、単に運用の実態を考慮したものではない。オンブズマンへの事前協議には、不服申立てがあった場合の審査会との整合性等も考慮する必要があるので、慎重に検討すべきとしているものである。なお、審査会等への事後報告の手続について言及する方向で検討する。
21 3 2 平成15年12月16	本県の各種審議会の会議の公開についてのご意見がございました。大半が、非公開であり、きわめて不十分な状況です。NGO関係者、市民オンブズマン等の意見についても耳を傾け、適切な提言については、県政に反映する仕組みづくりが必要です。本県は、施策推進の指標として情報公開制度の改善を進めると明記していますが、どのような位置づけで、対応策を示すのですか?	施策提案	有第2	2 1(5)	審議会等の審議は、情報公開条例の不開示事項を審議するもの等を除き原則公開を徹底すべきであり、条例にその趣旨を明記すべきと、答申の中で言及する方向で検討中である。
		施策提案		` ,	
23 9 5 平成16年6月14	日(5) 審議会の会議の公開を条例に規定することについて: 条例をもってしても、なかなか遵守されない県行政の実情を考えれば、条例に明確な規定・基準を置くことによって、県職員の遵守を促すこと、遵守しない職員に対する制裁規定が必要ではないか(会議の問題に限られない)。なお、会議の公開に関して周知広報期間の徹底や前会議議事録の提供、さらに各審議会の議事録の作成基準や公開・公表水準の統一、資料の配布基準や人数制限等については、恣意的な運用がなされないよう条例事項にすることが必要であると考える。(要約)			2 1(5)	この項目は会議の公開に関する事項であって、職員の責務を定めるものではなく、職員の制裁規定を置くような性質の事項ではない。会議の開催周知や資料の配布基準等について、条例事項とする必要までは認められないが、今回の条例改正に合わせて必要に応じて関係規程の整備が行われるものと考えている。
24 11 6 平成16年6月21	日 (5)審議会等の会議の原則公開を条例に規定することについて: 会議の原則公開が軌道に乗っているとはいえない。実際の運用では、その都度許可する姿勢が残され、また会議資料の非公開などの制約が残されている。よって、 条文に明記するべきである。	骨子案 への意見		2 1(5)	「原則公開を徹底すべきであり、条例にその趣旨を明記することを検討すべきである。」と答申で言及する方向で検討中。
25 12 6 平成16年6月22	第2 - 1(5)について: 審議会等の会議の原則公開は情報公開条例に盛り込むべきです。会議公開を進めずに真の情報提供が進むことはないので、条例において原則公開を位置づけるべきです。また、会議録の作成、公開についても合わせて定めるべきです。指針で行われているものが、条例上の根拠を持った施策になるという意義があると考えます。なお、骨子案では説明 としつつ としていますが趣旨が不明確です。会議公開についてどのような規定を念頭に答申を出されるのか、明確に説明すべきです。(要約)	骨子案への意見		2 1 (5)	「審議会等の公開・非公開に関する特別な基準を条例に規定することは適当でない。」とするのは、その上の を受けての指摘であり、審議会の公開、非公開の区分の基準に条例の不開示条項以外の特別な基準を設ければ、運用の硬直化の弊害や、不開示条項等との不整合の問題が発生する場合があり得るものである。したがって、会議の公開・非公開の基準は、条例の不開示事項を審議するものかどうかなどとする必要があり、説明をその趣旨に修正することを検討する。 なお、議事録の作成などについて条例で定めるべきかについては、情報公開推進委員会の提言でも明記されておらず、当審査会も特にその必要までは認めていないが、関連する規程が整備されるものと考えている。
26 4 2 平成15年12月16	日 (2)仮称・情報公開推進会議(以下、「会議」と言う)について 審査会の場で話が出た通り、人選は慎重にお願いします。実例ですが、参考資料1(千葉市の情報公開、平成12年度、情報公開制度の運用状況報告書)や参考資料2(平成11年7月、千葉市における情報公開制度のあり方についての答申)を参照の通り、調整員制度が平成12年10月に廃止となっています。こうした実例・前例を踏まえた上で、会議の制定についても慎重に検討いただける様、申し上げます。	施策提案	有第	2 1 (6)	情報公開推進会議(仮称)の設置及びその組織の構成について答申の中で言及する方向で検討中である。 具体的な人選については運用上の課題であり、設置された場合には、その趣旨を踏まえて適切に行われるものと考えている。
27 8 20 平成16年5月26	日 第3 6 直接県民の意見を反映できる組織を新設して〈ださい。	施策提案	有第	2 1 (6)	県民各界、各層の意見を取り入れ、情報公開のあり方を検討する新たな第三者機関を設置することは有意義であると考え、答申の中で言及する方向で検討中である。
28 9 6 平成16年6月14日	(6) 情報公開推進会議の設置及びその権能について: こうした組織を、財政難の県が設置する必要があるというほど、現在の千葉県の情報公開制度の運用には問題があると思われるが、前提として、現行条例上、審査会の権能が不明瞭ではないのか。 不服申し立て等についての審議と、制度運用や将来構想に関する審議会を明確に区別する必要があるものと考える。 独立の第三者機関を設置する財政的な余裕及びその必要性があるとして、少なくとも過半数は公募委員によって占められるような開かれた組織とすべきであり、同時に年齢・性別も県の人口構成に合致したものとなるようにすべきであり、各界代表の選考過程を含めて委員の選任について透明にするべきものと考える。なお、審査会委員との兼任は審査会と第三者機関が対立構造に立つのはあまり望ましくなく、審議会審査会の実情及び解釈などを事務局を経由することなく第三者機関に伝えられることが期待され得るのであれば、若干名の兼任は必要であると考える。(要約)	への意見		2 1 (6)	審査会の担任事務は、行政組織条例に定められており、不服申立て案件の調査審議のほか、情報公開制度の運営について調査審議することが含まれている。(6)の本文で、「委員に公募による一般県民を含める等、組織の構成に配慮すべきである。」と言及する方向で検討中である。選考過程については公募者を含めることなどからも当然透明性が要求されるものと考えている。また、審査会委員の兼任については、兼任すべきでないとする理由が明確になるよう修正した上で、審査会と推進会議の関係をさらに明確にする。

整理 意見 番号 枝番 受付日 意 見	意見の 骨子案との関連 性質 有 箇所 取扱案
29 11 7 平成16年6月21日 (6)県民の意見を反映する機関としての情報公開推進会議(仮称)の設置及びその権能について: 委員は全てで選任するべきである。また、県OB、県議会議員、県職員の参加は認めるべきでない。	公募 骨子案 有 第2 1(6) 情報公開推進会議(仮称)は県民各界、各層の意見を取り入れ、情報公開制度のあり 方を検討するための組織として有意義であると考えられるが、学識経験者などを含め、 すべての委員を公募で選任することについては、実務上困難である。 また、県議会議員について参加を求めないことは答申で言及する方向で検討中。その 他については、情報公開推進会議(仮称)の性格から適切に判断されるべきである。
30 8 21 平成16年5月26日 第3 7 情報公開オンブズマンについては是非設置の方向で審議してください。	施策提案 有 第2 1(7) 第三者機関として、別個独立の組織を設置するのではなく、情報公開推進会議(仮称)に円滑な運用の阻害要因の解消に向けた活動を行う機能を持たせることを検討すべきと考えており、答申で言及する方向で検討中である。また、開示請求者と開示請求に対する応答義務を有する実施機関の間に第三者機関が直接関与することについては、行政手続上の問題がないか整理する必要がある。
31 9 7 平成16年6月14日 (7) 情報公開オンブズマンの設置・権能について: 制度全体の問題ではなく、特定の実施機関と特定の請求者のトラブルであることは、明白ではないのか。とすれば、まず実施機関自身が「信頼関係構築」に向けて最大限の変をするべきではないのか。このオンブズマンの設置が、仮に、県当局と特定県民との間の紛争であるならば、広く行政一般について、紛争子解決のための中立的な調停・仲裁機関を設置すべきであり、県の姿勢から生じた情報公開問題だけに特化した等者機関の設置には納税者の立場からも賛成できず、実態は特定の団体等と実施機関とのトラブルであり、その解えために、一般県民の請求権に制限を設けたり、第三者機関を設置する必要があるのか?はなはだ疑問である。さらに、事務局は「附属機関」としての位置付けであるようであるが、法的位置付けは不明確のまま何一つ具体的同時れておらず、にもかかわらず「設置を検討すべきである」という答申がでるのは無責任ではないか。なお、このオンブズマンを設置する場合は、その選任基準を具体的に明確にし、かつ選考過程を公開の場で行うであり、少なくとも特定の団体から選任すべきものでない。(要約)	第三者機関として別個独立の組織を設置するのではなく、情報公開推進会議に円滑な 運用の阻害要因の解消に向けた活動を行う機能を持たせることについて言及する方向 で検討中。(なお、「設置」という言葉を改めることについて検討する。) 法的位置付け等については、他法令や行政手続上の問題がないかを整理すべきこと について、説明のとおり言及する方向で検討中である。第三者機関的な機能を持つ ことになる情報公開推進会議委員の具体的な人選については運用上の課題であり、設 置された場合には、その趣旨を踏まえて適切に行われるものと考えている。
32 11 8 平成16年6月21日 (7) 調停機能を有する第三者機関としての情報公開オンブズマン(仮称)の設置及びその権能等について: 大量 異議申立ての積滞の解消などに必要であるとの提案は現状ではやむを得ない。 しかし、既存機関での解決の努力が必要であると、情報公開推進会議で県民を含めて討議され、現在これが軌道 乗りつつあるとのことである。今後予想される新たな事態に必要なのか、議論がなされるべきであり、他自治体の同 の組織は充分な成果が挙がっていないことから、暫定的なものとすることが適当である。	への意見 検討すべきである。」と言及する方向で検討中。 に
33 12 7 平成16年6月22日 第2 - 1(7)について: 情報公開推進会議の一部として情報公開オンプズマンを設置するのは適当ではない考えます。推進会議は合議制機関として設けられることと思われますが、オンプズマンは原則として単独で苦の処理を行うものと考えられ、こうした仕事の仕方、役割の違いを考えると、オンプズマンを独立して設け、推議に委員として参加をする形態の方が整合性が取れていると思われます。また、説明 とされていますが、あくまでも苦情を申し立てるのは請求者であり、オンプズマン制度は第一義的は請求者の苦情に対応するための仕組みであるはずです。オンプズマンが手続に介入する場合は、請求者の苦情の申立てを前提としており、行政機関としては望ましくないものの、請求者がそれを望んでいるというこ念頭において検討し、答申で考え方を整理して示すべきと考えます。答申骨子案は、玉虫色の印象です。また説明 は、確かに、実施機関の努力は必要であります。しかし、前述の通りオンプズマン制度は請求者の情対応が第一義的な機能であって、請求者自身が望んで救済・仲裁を求めることを前提に制度について検討べきです。適切な苦情処理の仕組みがなかったことから、オンプズマン制度が必要であるという認識が、答申中に明確に示されるべきと考えます。(要約)	度されているのは、単に請求者からの苦情の申立てを受けるのみならず、実施機関からの申立てを受けて、開示請求者の請求が適正かどうかの初期的・第1次的判断をすることや、双方に対して所要の改善措置を求めるもの、また、堆積する異議申立てについて、実施機関から解決へ向けての整理の依頼を受けることなど、広範囲に及んでいる。この点について記載がないので、改めて説明を加える方向で検討するが、「行政手続上の問題がないか整理する」必要はこれらの機能を踏まえたものである。また、情報公開推進会議の機能としていることは、別個独立の組織とすることが法的位置付けに課題があることや、現状の課題の解決を目的とする機能について恒久的な組織とする必要性が不透明であることなどのためである。なお、この点「暫定的なものとすることを検討する」とはおきによります。
34 2 8 平成15年11月20日 第2 4 大量請求を理由とする開示請求拒否処分は認めないでください。	施策提案 有 第2 1(8) 大量請求を理由とする拒否処分については、拒否処分を行うに当たっての基準の作成 物等規案 有 第2 1(8) や第三者機関の活用に係る問題点等について検討する必要があると考えており、答申
35 8 22 平成16年5月26日 第3 8 大量請求を理由とする拒否処分は認めることができません。 36 4 3 平成15年12月16日 (3)大量請求について: 手数料制による大量請求の抑止よりも、請求自体の抑止をした方が良いかと存じます。	施策提案 有 第2 1(8) の中で言及する方向で検討中である。 施策提案 有 第2 1(8) 手数料制による大量請求の抑止の問題については異なる意見があるため、論点を明示
「また」 「また」	第2 1(9) する方向で検討中。

整理 意見番号		- 辛 日	意見の 性質	骨	子案との関 箇所	
		意見		無		取扱案
37 4		別添2(大量請求制限についての提案) 閲覧手数料徴収案は、事実上の情報アクセス制限に当たります。また「お金さえ払えば何件請求をしても構わない」 と、かえって大量請求が増える形で職員の負担が、逆に増える結果にもなりかねません。大量請求拒否処分について も、何を根拠に大量請求と言うのか、かえって混乱をきたす可能性があります。そこで、行政文書開示請求書の提出枚 数制限を提案したいと思います。 具体的には、1人又は1団体が提出出来る請求書の枚数を1年度に80枚にして計算します。この80枚から、請求者が 行政文書開示請求書を出して、閲覧が終了して無い当該請求書の枚数をマイナスした、残り枚数を請求可能とする形 で、請求制限を実施する訳です。この基準に満たない大量請求があった場合は請求書を保留し、閲覧終了後に、収 受印を押した請求書の写しを、収受の控えとして請求者に手渡すか郵送します。 こうした方式を取る事により、大量請求しておきながら閲覧を一切しないと言った、嫌がらせ目的の請求を防止する事 が可能です。その他、「 に係るもの全て」で請求した場合、その当該文書が全て決裁(開示決定など)・閲覧が終 了するまで、閲覧未実施数としてカウントする為、早く請求に係る文書の閲覧を終了させない限りは請求可能枚数が回 復しません。請求する側は嫌が上でも、漠然とした請求の仕方を改めざるを得なくなります。 行政側・実施機関は、請求した当該文書の閲覧を実施しないと、請求可能枚数が回復しないので、1度に大量の請求 が来る事が減る為、効率よく情報公開文書の閲覧を実施しないと、請求可能枚数が回復しないので、1度に大量の請求			第 2 1(8	
38 9	8 平成16年6月14日	(8) 大量請求を理由とする拒否処分について: 前提として「大量請求」の概念について明確な定義が必要である。もちろん、千葉県条例の『手引』によれば、『多数の開示請求者が同時期に特定の部局に開示請求』する場合が想定されているが、結果として実施機関(担当部局)の事務処理能力の欠如が拒否処分を生み出し得る可能性があり、それが本条例の目的規定・前文の趣旨に反しないものか、手続き問題以前に、理論的な精査が必要であると考える。また、件数に応じて処理期間を定めてはどうか。審査会で『標準的な処理期間設定になじまない性格のものもある。』とされているが、具体的にどのようなものか。なお、合理的理由のない大量請求を理由とする拒否処分が行われれば、当事者間に信頼関係が存在しないことを前提にする現状では、かえって関連請求や異議申立て、訴訟はいま以上に増大し得ることは視野に入れるべきではないか。(要約)			第2 1(8	「どのような請求が濫用的請求に当たるかなど」の基準を作成する必要について、答申の中で言及する方向で検討中。 手引を引用した部分は期限の特例に関する説明であり、期限延長して対応すべき請求に関するものであるから、拒否処分の問題とは必ずしも一致しない。また、開示請求に対して期限を延長することが、目的規定や前文の趣旨に反しているとは考えていない。 なお、標準的な処理期間の問題は、委員の発言は異議申立てがあった場合に実施機関が審査会へ諮問するまでの期間に関して言及したものであり、異議申立て事案の内容によって一律の処理期間を設定することが難しい場合があるとの趣旨である。
39 10	1 平成16年6月14日	・大量請求を理由とする拒否処分について 他自治体(確認できた範囲では、三重県、大分県、熊本県)では、権利濫用として請求を拒否し、審査会に持ち込まれた例もあるようなので、そのような先例も参考にして具体的基準を検討すべきである。			第2 1(8) 基準作成に当たっては説明 で言及する予定。他の自治体の先例については、基準 策定の過程で参考とされる事項である。
40 11	9 平成16年6月21日	(8) 大量請求を理由とする拒否処分について: このような規定は不要である。大量請求の定義が全く曖昧であり、業務に支障を与える請求は大量請求である、との主張は、県民にとって、県の業務とは何なのか、と疑問をもたれてしまう。現状の積滞は一過性のものであり、その解決のため県民も含めた討議の場が情報公開推進会議(事務局注:推進委員会のことと思われる。)で行なわれ、解決策が集約されたところである。			第2 1(8) 答申の説明の中で、どのような請求が濫用的請求に当たるかなど、拒否処分を行うに 当たっての基準を作るべきとする趣旨で言及する方向で検討中。
41 12		第2-1(8)について: 答申骨子案では基準の作成をすべきとされていますが、何を不法な大量請求とするかによっては、正当な開示請求まで拒否処分の対象とされかねず、非常に危険であると考えます。やむを得ず大量の請求をしなければ全貌が明らかにならないような事例もあり、包括的な文書特定の方法などによって大量請求をみなすことはできないと考えられます。 現行条例の運用において、権利濫用の一般法理による拒否処分もせずに基準を設ければ、権利濫用による拒否処分の適用が可能になるとするのは本末転倒です。権利の濫用については現行条例第6条においても対応が可能であったわけですから、適切に実施機関が個々のケースによって判断すれば足りると考えられます。また、文書特定の問題であれば補正の手続を通じた拒否処分も考えられることから、現行条例の枠組みの中で十分に対応できるものと思われます。(要約)	への意見		第2 1(8) 拒否処分を行うに当たっての基準を作成することは、 拒否処分が恣意的に行われることを防止し、 開示請求者に不適正請求を回避してもらうためにも有効であると考えられる。
42 8	23 平成16年5月26日	第3 9 手数料を徴収することは、情報公開制度の趣旨を大きく逸脱し、また時勢に逆らうものです。	施策提案	有	第2 1(9	
		(9) 手数料制による大量請求の抑止について: 有料化はするべきでない。情報公開請求は規制されてはならないし、そもそも、情報公開を推進するべき当審議会が、規制策を検討することのおかしさに気付くべきである。大量請求によって、何が支障されているのかを考えると、実施機関は、請求された文書を規定された手順にしたがって、勤務時間内で作業しているのであり、一定の消化量を超えた請求文書は積滞し、これが5年、6年と請求から放置されてきた実態である。したがって、実施機関に支障を与えているとは言えず、請求書をいたずらに放置された請求者にこそ支障を与えたといえるのであって、県民にとっての解決策が議論されるべきである。有料化によっても、営利企業による請求はなくならないのであり、有料化は情報公開の進展を規制する重大な弊害があることから、採用するべきでない。	への意見			
44 9	9 平成16年6月14日	(9) 手数料制による大量請求の抑止について:「大量請求」問題以前に県財政破綻の問題があり、千葉県全体の問題として(明白な、県の情報公開姿勢の後退と評価されようが、)「手数料」の導入が検討されるべきである。情報公開制度は、条例前文・目的規定から考えても、個人の研究目的や営利(商業的)目的による県保有情報の活用を制限するものでもない。 手数料制の導入によって将来の大量請求の抑止が可能であるとは考え難く、かえって大量請求が正当化される可能性はないか。仮に、現に出現している大量請求が、明白に県の業務妨害や嫌がらせを目的とするものであるとして、手数料の徴収が本当に大量請求の抑止手段になり得るものか、県行政の実態に合せて、手数料の徴収時期及び金額についてもここで検討されるべきであり、手数料導入についての理念的可否だけの議論は無意味である。(要約)			第2 1(9) この問題は、説明 にあるとおり、法的な判断よりも政策的な方針としてどうすべきかという問題であり、理念的な可否だけを議論したものではないが、千葉県の財政的な観点からの検討等は審査会が言及すべき事項ではない。

整理 意見				との関連	
番号 番号 枝番 受付日	意。見		7111	箇所	取扱案
45 10 2 平成16年6月14日	・手数料制による大量請求の抑止について 市民オンブズマンの評価では、請求手数料徴収は即「失格」扱いとなってしまうようだが、開示請求に対して請求手数料を取ることを全面的に否定するべきではないように思われる。ただし、請求手数料のある国の制度運用では、「どこまでが1件の請求か」(同種の文書でも年度が変われば別件として扱うなど)という枝葉の部分の判断で不必要な労力を費やしている。そのようになってしまうのであれば、請求者との間で新たな紛争を起こしてしまうことになり、結局意味がないのではないか。	骨子案への意見		2 1(9)	手数料制による大量請求の抑止の問題については異なる意見があるため、論点を明示する方向で検討中。
46 12 9 平成16年6月22日	第2-1(9)について: 手数料を課すことで大量請求を抑止できるということにはならないことから、手数料はコピー代の実費以外は徴集すべきでないと考えます。また、開示請求手数料なのか開示実施手数料なのか、どの手数料を念頭において検討してきたのか、どの手数料を導入することについて見解が分かれたのか、明確に説明すべきであると考えます。(要約)	骨子案 への意見		, ,	手数料については、大量請求の問題と手数料は分けて考えるべき、など異なる意見があるところである。その前提として手数料が開示請求手数料か開示実施手数料なのかを分けることは、現在までの審議の上で実益がなかったものである。
47 8 14 平成16年5月26日	第28文書の保存期間決定に当たっては、学識経験者や市民も交えた第三者機関で検討するようにしてください。	施策提案	有第2	2 2 (1)	説明 ウの中で文書の保存期間の問題について言及する方向で検討中。
48 9 10 平成16年6月14日	2 (1)文書管理について: 従前の紙ベースでの文書管理は、その保存場所・管理の困難さなどを理由に安易・短期的な保存期間・廃棄基準を設けており、それが結果として千葉県情報公開条例が目的とするはずの、県民に対する説明責務の全うや、県民の県政に対する信頼と理解の醸成を妨げ(て)きたきらいがある。少なくとも、個別文書単位の文書管理責任者の具体的氏名の公表、廃棄目録(文書名・概要・日時・廃棄者氏名等の明示)の整備、また、少なくとも「知る権利」の侵害である以上、違法廃棄(過失廃棄を含む)に対する懲罰基準の設定、などについて検討すべきである。行政文書の情報化の進展は、紙ベースと異なり、物理的にも飛躍的に大量の行政文書の長期保存を可能にしており、従来の文書管理規定は、著しく前提を異にしている。その意味で、前提として、電子情報についての保存・管理について抜本的な再検討が必要であると考える。(要約)			2 2(1)	文書管理における現状は、そのほとんどが紙ベースの行政文書が対象であり、保存期間の設定に保存場所等の観点からの検討が加わるのは当然である。廃棄記録等に関しては答申の中で言及する方向で検討中である。電子情報の保存管理に関しては適正に行われることが求められ、保存の必要性や個人情報の適正廃棄等の観点からの検討も必要であり、単に保存の容易性だけの問題ではない。
49 11 11 平成16年6月21日	(1)文書管理について:決算の概要を述べた「一般会計、特別会計 歳入歳出決算説明資料」が文書保存期間1年とされてきた。業務にとって必要か否かでなく、県政の情報公開にとって必要か否か、の視点が欠けている例である。「文書管理は情報公開と一体のものであり、現状は改善するべきである。」ことに同感である。具体的な問題として以下を指摘する。 保存対象文書、保存期間、廃棄の手順、その記録の規定の改善が必要。 文書の特定が現状の文書目録では困難であり、文書内容の概要を記載するなどの改善が必要。 文書の保存が電子化され、全面開示文書はオンラインで取得できる手順の改善が必要。国の文書は相当程度可能となっている。(要約)	への意見		2 2(1)	同種の問題点を、骨子案のとおり指摘する方向で検討中。
50 12 10 平成16年6月22日	第2 - 2(1)について: 文書の廃棄について説明 イと説明されています。文書の廃棄目録を作成せずに目録 ごと廃棄しているという事実に、驚きを禁じ得ません。文書目録を事実上の廃棄目録として、一定期間保管するよ うにすべきです。(要約)			2 2 (1)	
51 7 1 平成16年4月12日	現在、市長・知事への意見等、メールで受け付けているが、メールだと返答を求めても9割方、返事が来ません。自治体等からの返答は原則として公印を押した文書が原則となっており、電子申請なんてまだまだ先の未来話であり、情報公開請求も、FAXでの受付自体も行っておりません。webで様式・雛型をプリントアウトして、郵送するしかありません。事前登録をしてFAXや、webログインによる入力で仮収受を認める位のシステム改善が必要な時期と思慮されます。事前登録事項には郵便番号、住所、氏名・団体名、電話番号、備考欄、仮収受時・自動返信先のメールアドレスを文書で提出する形を取り、同時に電算INDEX(起案文書リスト)の、web閲覧(要ログイン)希望も事前に受け付ける。INDEXを登録者限定で閲覧アクセスを認め、個々の文書番号の脇にアイコン・ラジオボタンを付けて、クリックするだけで仮収受を受付するシステムも必要。備考欄として、往復文書を見たいとか、何日の午後に閲覧希望、この部分だけ閲覧希望とか入力フォームを付けて、郵送・閲覧・コピーの種別ラジオボタンも設ければ、自動的に雛型に入力されて、仮収受されるシステムが必要。仮収受時に、メール自動送信で請求者に連絡。窓口でプリントアウトされ、必要あれば職員が折返し問合せする。また、宅配・書留追跡サービスと同様、請求者がログイン時、進捗状況確認が出来る様にするシステム構築も希望したい。収受時のコピー交付がwebだと不要です。内容請求の場合は、請求内容・入力フォームに入力後に仮収受し、折返し職員が問合せて、補正等の打合せ後に収受。こうしたシステムも必要です。(要約)		有第2	2 2(2)	ファクシミリやEメールによる開示請求について、答申で言及する方向で検討中である。
52 9 11 平成16年6月14日	(2) 電子情報が従前の保管スペースなどを前提とした紙ベース情報と同一基準で管理・破棄されるとすれば、県民は行政情報の電子化の利益を十分に享受することはできないのではないか。この点の検討が必要であると考える。文書館の保有情報について検索システムがなく、そこで公表・提供される目録は地域の支庁(行政センター)には存在しない。少なくとも、詳細な文書目録が県のHP、せめて地域の市町村で閲覧可能であれば、文書探索のための請求はしなくとも済むことを、県内の情報格差の解消の見地からも指摘しておきたい。(要約)	への意見		2 2(2)	電子情報の保存管理に関しては適正に行われることが求められ、保存の必要性や個人情報の適正廃棄等の観点からの検討も必要であり、単に保存の容易性だけの問題ではない。 文書館の保有情報に関しては、2(3)説明 のとおり問題として指摘する方向で検討中(ただし、「県政情報の公表」を「県政情報の公表に関する要綱に基づく公表」に改める必要がある。)。なお、文書館の保有情報(行政資料)の一覧は文書館HPで閲覧可能である。

整理 意見 番号 枝番 受付日	意 見	意見の 性質	骨子第 有	案との関連 箇 所	取扱案
	(2)情報化の推進について: 文書の特定が、県民自らでは出来ない現行システムである。 1)文書目録の整備は必要で、基準として、文書受付窓口が請求者の要求に応えられる能力、ツールなどのシステム	骨子案への意見	有第	2 2 (2)	1)2)について:2(2)情報化の推進で改善の必要性に言及する方向で検討中。(情報化社会の進展や国で情報公開手続をオンラインで行えるようにされていることに触れる
	が整備されるべきである。 2)HPによる請求は、国では開始されているが、極めて使いにくい。請求には特別なソフトの導入が必要であり(無料ではあるが)、省庁毎にソフト、手順が異なる、など請求者の利便を全く無視している。これでは、一部の業務用利用者のためのシステムでしかない。千葉県では汎用のパソコンソフトで請求し、開示文書が取得できる手順を目指すべきである。				ように修正、改善の内容をこれらを含めた形とすることを検討する。) 3)について:情報公開窓口において、開示決定が行われたかどうかは把握しているが、大量請求の問題を抱える本県の情報公開制度の下で、開示請求から開示決定までの進捗状況を情報公開窓口がすべて管理する体制は実現性に乏しい。むしろ様々な阻害要因を解消し、円滑な運用を確保することが急務と考える。
	3)情報請求処理の管理を強化する。 請求者と情報公開部門には、延長通知のほかは開示通知まで情報がなく、そのため実施機関による恣意的なあるい は怠慢な5 - 6年間の放置がなされることになった。実施機関も情報公開部門も、業務の進捗を適格に管理するととも に、利用者である県民に状況を報告し、また問い合わせに直ちに回答することは当然の業務であり、実施できる体制 を整備する必要がある(要約)				
	第2 - 2(2)について: 文書目録の電算化を進めるほか、文書目録に搭載されない文書があるのか否かの検証を行い、未搭載文書がある場合の取扱いについて検討すべきです。どこにどのような文書があるのかを的確に把握することは、行政機関内部でも当然に必要とされていることであり、説明責任の点からもこうした検討と取り組みが不可欠であると考えます。 また、説明 としていますが、FAXは書面の送付方法の違い(に)過ぎないこと、行政手続オンライン化関連法に				意見と同種の問題を骨子案のとおり言及する方向で検討中。また、 <u>情報化社会の進展や国の情報公開手続がオンラインで行えるようになっていることに触れ、その点を含めた改善を求める内容にすることを検討する。</u> なお、「FAXやEメールによる開示請求を認めていない」ことに触れた部分は、現状を説明しているのであって、答申骨子案が示す方向性の部分ではない。
	より、オンラインでの請求書の提出は書面の提出と同等のものとして取り扱われることなどから、答申骨子案に示された方向性はこうした状況にすら対応していません。FAXやE-MAILによる開示請求を認めるべきであることを答申で明確に示すべきです。(要約)				はいしているのでのうで、日中日1年の1877年18月1日の1870年1870年1870年1870年1870年1870年1870年1870年
55 8 12 平成16年5月26日	第2 6 開示請求によって公開された文書は、以後開示請求手続きによることなく情報提供してください。	施策提案	有第	,	情報公開制度と併せて情報提供の充実は非常に重要な施策であり、開示請求に応じて開示された文書等、県民のニーズがあるものについては、行政文書の内容を積極的に公表するなど、情報提供を一層推進すべきものと考えており、答申の中で言及する方向で検討中である。
	(3) 情報提供の推進について: 千葉県では、意図的に「情報公開」の語が「情報提供」と混同されて使用されている。もちろん、広義の情報公開には請求による公開のほか、情報提供、情報公表も含まれ得るが、単なる「広報」が「情報公開」の看板で行われている現実もあることについての認識が必要ではないか。提供情報が恣意的、かつ偏りを持っていることの認識も必要である。 なお、現行の千葉県のHP登載情報は加工情報が多く、結局公開請求せざるを得ないものが少なくないことも指摘しておきたい。(要約)	骨子案への意見	有第	E 2 2(3)	
57 11 13 平成16年6月21日	(3)情報提供の推進について: 基本的に、全ての情報は県民共有の資産である。全ての情報を、誰でも、いつでも見られるには?との姿勢で、全てを検討するべきである。	骨子案 への意見		E 2 (3)	
	(4) 異議申立て案件の処理について: 前提として、異議申立てを審査会に諮問しない問題についての検討が必要である。千葉県の開示請求件数・異議申立て件数がなぜに多いのか、それは実施機関の自助努力によっては解消し得ないものかどうかについて根本的な検討が欠落しているのではないか。他の都道府県や県内市町村で開示対象にされている情報が千葉県で不開示になるという事案や、県庁内で所管課によって判断が異なる(同種の情報で、課の単位で開示・部分開示、不開示が分かれた事例すらある)事案など、県民の不信感を増幅させる事務処理が広く見られることについての現状認識も必要であろう。(要約)	への意見		, ,	異議申立ての処理に関して、速やかな諮問と迅速な処理のため、標準的な処理期間を定める必要性について、答申の中で言及する方向で検討中である。 諮問前の決定の見直しの必要性について答申の中で言及する方向で検討中。適正を欠く事務処理と考えられるものがあった場合には、当審査会も不服申立て案件の答申における附言等で言及しており、本諮問に対する答申においては、これら過去に行った附言等を洗いなおして、参考としているところである。
	・異議申立て案件の処理について 現在堆積している大量の不服申立てによって、新たに不服申立てをしても答申が出るまでにあまりに長期の時間を要する状況となっており、実質的に不服申立てや審査会の制度が機能していない状況にあると言わざるを得ない。情報公開制度の意義を著しく損なっている状況で、速やかに具体的な解決策を見出すべきである。				答申において、堆積する案件について、諮問前の決定の見直しが重要であり、このための実施機関への働きかけを具体的で成果があがるものにすべきと言及する方向で検討中。 当審査会は、全国的に見ても異例とも言える大量の異議申立てが堆積している中で制
	第2 - 2(4)について: 答申骨子案では、現在、大量に滞留している異議申立案件にどのように対応するかについてはあまり言及されていません。大量に滞留している案件を前に標準処理期間を定めても、それが有効であるとは思えず、また、大量に諮問がされた場合の審査会の対応にも疑問があります。昨年度に貴審査会から出された答申は17件です。このペースなら、現在の滞留案件の処理に数百年要する計算になります。 併合審査、答申を踏まえた諮問前の決定変更などがなければ、現在の異議申立も処理できるとは思えません。 現状に対してどのように対応するのか方向性を明らかにしなければ、説得力に欠けるものと思われます。(要約)				度の重要性を認識し、その役割を果たすため、諮問前の見直しを指導したり、併合的審査や簡易審査を行うなど、処理の一層の促進に努めているところである。
	(4)異議申立て案件の処理について: 現状の積滞を解消する問題と、今後の問題を混同するべきでない。今後の問題は、なぜ異議申立てが生じるのか、の視点で評価するべきである。	骨子案 への意見		, ,	堆積する異議申立ての解消とこれらの問題の再発防止は共に重要な事項であると考える。
	第2 2 県の保有する文書は作成時期に関係なく、国と同様に全て開示請求の対象として下さい。	施策提案	1 - 1	. ,	答申の中で、請求対象文書の拡大等について言及する方向で検討中である。
63 8 8 平成16年5月26日	第2 2 県の保有する文書は作成時期に関係なく、国と同様に全て開示請求の対象として下さい。	施策提案	有第	32 2 (5)	

整理 意見			骨子案との関連	
番号 番号 枝番 受付日	意 見	性質	箇所	取扱案
6461平成16年3月26日第6回審議用資料(平成16年3月象文書の拡大」について電算で作	26日付、千葉県情報公開審査会資料)17頁に記載されている「条例による請求対 成されている文書についての取り決めをして頂きたい。(例)起案文書リスト	施策提案	第2 2(5)	答申の中で、請求対象文書の拡大等について言及する方向で検討中である。 なお、現在、電磁的記録についても、行政文書として開示請求の対象としている。
るのか理解できない。 県条例に示る らの開示の申出」 に対応するもので	拡大等について: 『条例施行以前の文書についての申出制度』とは、何を指してい されている「申出制度」は、25条の「5条各号に掲げるもの(請求権者)以外のものか であり、条例施行以前の文書についての申出「制度」などないのではないか? 出による請求制度があるならあるで、県民に周知させるべきである。(要約)	1 骨子案 有 への意見	第2 2(5)	条例施行以前の行政文書については、条例附則第11項で、開示の申出制度度が設けられている。 この点については(5)本文のとおり、説明責任の観点から不十分な制度であることを指摘し、見直しを求める方向で検討中である。
66 10 4 平成16年6月14日 ·条例による請求対象文書の拡大: 体は多く、特に問題は生じていない ましい。	等について 条例施行前・改正前の文書についても現行条例を適用している自治 いように思われるので、千葉県でも文書作成時期による扱いの区別はなくすことが望	骨子案 有型 への意見	有第2 2(5)	答申の中で、請求対象文書の拡大等について言及する方向で検討中である。
	引するための組織を教育委員会内に設けるとともに、過去の請求内容と同じものは原 〈ださい。	所 施策提案 無	#	提案については、情報公開推進委員会の審議においても同趣旨の意見が出されていたことを確認したが、実現性の問題から、提言には盛り込まれなかった経緯がある。当
68 8 9 平成16年5月26日 第2 3 教育情報を積極的に公開 則として同組織で閲覧可能としてく	引するための組織を教育委員会内に設けるとともに、過去の請求内容と同じものは原 〈ださい。	原 施策提案 無	Ħ.	一審査会においても、この点を考慮する必要がある。
69 2 5 平成15年11月20日 第2 1 開示決定期限を14日以内	内としてください。	施策提案無	Ħ.	開示決定の迅速化を推進することは重要であり、積極的に取り組むべき課題であるが、大量請求等による開示決定の長期化が問題となっている本県の状況下において、開
70 8 7 平成16年5月26日 第2 1 開示決定期限を14日以内	内としてください。	施策提案無	Ħ,	→示決定期限を短縮することは現時点においては困難であると考えられる。この提案については、情報公開推進委員会に対しても同様の意見が提出されていたが、提言に盛り込まれなかった経緯があり、これらの点を踏まえる必要がある。
71 2 9 ^{平成15年11月20日} 第2 5 県との関わりの深い出資流い。	去人の情報公開制度を見直し、県の情報公開制度と同じになるように改善してくだる	さ施策提案無	Ħ	出資法人については、条例第28条の規定により、条例の趣旨に則って、必要な措置を 講ずるよう努めるものとされており、実施機関は、これらを指導するよう努めるものとされ
72 8 10 平成16年5月26日 第2 4 県と関わりの深い出資法人	人の情報公開制度を見直し、県の情報公開制度と同じになるように改善してくださ	施策提案無	Ħ.	─ ているので、出資法人についても県の情報公開制度の改善に伴って必要な措置が講 じられるものと考えている。
の機会につきまして、提言がござし	まに傍聴しましたものでございます。恐縮ではございますが、傍聴者の方からの発言 Nました。ご配慮頂ければと存じます。 、、傍聴者から意見が議事録として、記録されております。県民の意見を反映する機 改善・活性化を願うものです。		Ħ.	当審査会は、県民の意見を聴くことは重要であると考え、インターネットで広く意見募集をしている。また、傍聴者については会場で意見記入用紙を配布し、意見をいただいており、県民の意見を述べる機会を十分に確保している。 また、今回、答申骨子案に対するインターネットによる意見募集も行ったところである。
74 2 2 平成15年11月20日 第1 2 審議の過程で傍聴人の意	気見を聞くなど、主権者である県民の声を直接聞く機会を設けてください。	審議の進め方無	#	
て、利用者ならぬ県民不在の条例 つきましては、千葉県情報公開推	閉の審査会とは言え、情報公開制度の利用当事者の意見が認められない点につい 作りと残念ながら言わざるを得ません。 進委員会とは別ながらも、県民の意見を反映させる意味でも、会議の最後の方で息ける様、申し上げます。尚、審査会の場においての質問は従来通り、認めない形で	\$		
76 5 3 平成16年3月23日 1 3) 傍聴人に発言の機会を十分	に保障し、県民の声を直接、積極的に取り上げるよう再度要請します。	審議の進め方無	**	
	気見を聞くなど、主権者である県民の声を直接聞く機会を設けてください。	審議の進め方無	•••	
ださい。	見募集をしていますが、それら意見をどのように審議に反映するのか明らかにしてく			県民から提出された意見については、審査会でその都度報告を受け、委員が審議する 上での参考としている。これまでに寄せられた意見及び答申骨子案に対する意見は整 →理し、これらを参考としながら答申作成に向けた検討を行うこととしている。
79 8 2 平成16年5月26日 第1 2 インターネットで応募した! 	県民の意見や県民が提出した意見書等を審議していませんが、どのように県民の戸			達し、これらを参考としながら音中下成に向けた検討を行うとことしている。
80 5 6 平成16年3月23日 2 2)テープも直ちに開示請求の対	対象にしてください。	審議の進め方無	Ħ.	会議の録音テープは、会議録の作成の補助に用いるため一時的に作成しているもの
81 8 13 平成16年5月26日 第2 7 会議録作成のための録音	fテープを公開の対象にしてください。	審議の進め方無	**	一で、開示請求の対象としていない。
82 5 7 平成16年3月23日 2 3)発言者の氏名も明記してくた	ごさい。	審議の進め方無	•••	会議録において発言委員名を明記している。
83 8 5 平成16年5月26日 第1 3 3)発言した事務局員の氏	名も明記すると共に資料説明の発言も記載して〈ださい。	審議の進め方無	Ħ	事務局職員の発言については、会議録に発言した職員を明示することについて、今後検討する。また、事務局が行う資料説明は、配布資料を原則として読み上げるもので、 説明の内容は配布資料を離れたものではないため、資料説明の発言は会議録と配布 資料から十分理解いただけるものと考えている。
84 5 8 平成16年3月23日 2 4)他の多くの審査会、審議会、	委員会、懇談会等の手本になるような会議録にしてください。	審議の進め方無	Ħ.	当審査会の会議録は審議を明確にするため、各委員の発言・質問に対する事務局の
85 8 4 平成16年5月26日 第1 3 2)録取書を会議録として	ください。	審議の進め方無	#	□回答等、会議の内容を具体的に記録しており、会議録としての役割を十分に果たして いるものと考えている。
	る貴審査会の会議録は不十分です。千葉県情報公開推進委員会の会議録や三番	審議の進め方無	#	

整理 意見			音目の	骨子 3	案との関連	
番号番号枝番	受付日 意	· 見		有無無	箇所	取扱案
87 5 5	平成16年3月23日 2 1)会議録は次回審議会までには公開して〈ださい。会議 取書を作成して〈ださい。	はインターネットで中継してください。テープを起こした録	審議の進め方	無		会議資料や会議録をインターネット等により公表し、さらに傍聴席を十分確保して公開 しているところであり、インターネットで中継することまでは考えていない。
88 8 3	平成16年5月26日 第1 3 1)会議録は次回審議会10日前までには公開してく	ださい。	審議の進め方	無		会議録は基本的には次回開催までの公表に務めている。作業に時間を要することもあ るが、今後とも速やかな公表に務めていく。
89 2 3	平成15年11月20日 第1 3 諸調査に際しては先進的な自治体の実態を把握し、	、県民が誇れる条例の制定を目指してください。	審議の進め方	無		審議に当たっては、必要に応じ各県の情報公開制度に関する調査を行っており、今後も必要があれば調査を行っていく。
90 2 4	平成15年11月20日 第1 4 2001年11月に千葉県市民オンブズマン連絡会議 年も経過しております。それ故に、十分かつ迅速な審議をお	$n \mapsto n \cap $	審議の進め方	無		審査会ではできるだけ早く答申を出せるよう、引き続き十分かつ迅速な審議に務めていく。
91 5 1	平成16年3月23日 1 1)委員の欠席や遅刻が目立ちます。任務の重要性を再加	き確認してください。	審議の進め方	無		各委員は審査会任務の重要性を十分に認識しており、事前に日程を調整しながら出席 している。急な用務でやむを得ず欠席等をする場合においても審議の概要や会議録に ついて事務局から説明を受けている。
92 5 2	平成16年3月23日 1 2)時折ちぐはぐな発言が見受けられます。千葉県情報公 把握、理解した上で審査会に臨んでください。	開推進委員会の報告のみならず、議事録や添付資料を	審議の進め方	無		審査会の各委員は、情報公開推進委員会の提言やこれまでの審議の状況等を十分勘案した上で、それぞれの考え方により自由に発言している。 また、不服申立て案件の審査の経験等を踏まえた多角的な見地から審議を行っている。
93 2 1	平成15年11月20日 第1 1 行政情報は行政側のものだけでなく、県民のものでしてください。	あるという認識に立ち、県民の利益を十分に考えて審議	その他	無		県政情報は、県民に対して広く提供されるべきであるという認識に立って検討している。
94 3 1	平成15年12月16日 県情報公開推進委員会は、改革案をまとめた提言書を提出 うか?県政運営の透明性を高めるためにも、一層の情報公開		その他	無		条例改正を要するものについては、当審査会に諮問された。その他は県及び実施機関レベルで改善に向けた取組みが行われるものと考えている。
95 9 15	平成16年6月14日 その他: 県と市町村等関係地方公共団体との情報公開条例ではないか。 現実の問題として、県と市町村等関係地方公共団体が共有不信感に基づくと思われる検証的請求が行われていることは	する情報などについて、県の説明不足、あるいは県への	その他	無		情報公開法の第41条において「地方公共団体の情報公開」として地方公共団体における努力規定があるが、法と条例の個別の規定内容の整合を求めるものではない。 答申で県と市町村の条例相互の整合性の問題に言及するのは困難である。

11月13日受付

日頃は、情報公開制度の改善策については、お世話になっております。過日行なわれました情報公開審査会に 傍聴しましたものでございます。

恐縮ではございますが、

⁽」聴者の方から発言の機会につきまして、

提言がございました。ご配慮頂ければと存じます。

情報公開推進会議におきましては、傍聴者から意見が議事録として、記録されております。

県民の意見を反映する機関として、

本県の情報公開制度の改善・活性化を願うものです。

来たる21日開催の情報公開審査会の

諮問事項について、県民の一人として注目しております。

11月20日受付

現在、時代は急速に変わりつつあります。地方自治や民主主義発展のために、この変化に的確に、また柔軟に対処し、さらなる情報公開の推進を実現されるよう強く要望いたします。

記

第1 審査会の進め方について

- 1 行政情報は行政側のものだけでなく、県民のものでもあるという認識に立ち、県民の利益を十分に考えて審議してください。
- 2 審議の過程で傍聴人の意見を聞くなど、主権者である県民の声を直接聞 く機会を設けてください。
- 3 諸調査に際しては先進的な自治体の実態を把握し、県民が誇れる条例の制定を目指してください。
- 4 2001年11月に千葉県市民オンブズマン連絡会議が情報公開の改善を知事に申し入れて以来、すでに丸2年も経過しております。それ故に、 十分かつ迅速な審議をお願いします。

第2 情報公開制度の改正について

- 1 開示決定期限を14日以内としてください。
- 2 県の保有する文書は作成時期に関係なく、国と同様に全て開示請求の対象として下さい。
- 3 教育情報を積極的に公開するための組織を教育委員会内に設けるとともに、過去の請求内容と同じものは原則として同組織で閲覧可能としてください。
- 4 大量請求を理由とする開示請求拒否処分は認めないでください。
- 5 県との関わりの深い出資法人の情報公開制度を見直し、県の情報公開制度と同じになるように改善してください。
- 6 「情報公開の推進に関する提言」(千葉県情報公開推進委員会、平成1 3年9月)の中で、当申入書に抵触するものを除き「提案」を尊重してく ださい。

情報公開制度の推進化について

県情報公開推進委員会は、改革案をまとめた 提言書を提出しましたが、その後の進捗状況は、

どうなっているのでしょうか?

県政運営の透明性を高めるためにも、

一層の情報公開が求められます。

本県の各種審議会の会議の公開についての

ご意見がございました。大半が、非公開であり、

きわめて不十分な状況です。

NGO関係者、市民オンブズマン等の意見についても

耳を傾け、適切な提言については、

県政に反映する仕組みづくりが必要です。

」本県は、施策推進の指標として

情報公開制度の改善を進めると明記していますが、

どのような位置づけで、対応策を示すのですか?

平成15年12月16日受付

意見書

平成15年12月16日開催の千葉県情報公開審査会(以下、「審査会」と言う)を傍聴した上での意見を申し上げます。

(1)意見陳述の場について

公開の審査会とは言え、情報公開制度の利用当事者の意見が認められない点について、利用者ならぬ県民不在の条例作りと残念ながら言わざるを得ません。

つきましては、千葉県情報公開推進委員会とは別ながらも、県民の意見を反映させる意味でも、会 の最後の方で感想・意見等の陳述機会を与えて頂ける様、申し上げます。尚、審査会の場におい ての質問は従来通り、認めない形でも構わないと思います。

(2)仮称・情報公開推進会議(以下、「会議」と言う)について

審査会の場で話が出た通り、人選は慎重にお願いします。実例ですが、参考資料1(千葉市の情報公開、平成12年度、情報公開制度の運用状況報告書)や参考資料2(平成11月7月、千葉市における情報公開制度のあり方についての答申)を参照の通り、調整員制度が平成12年10月に廃止となっています。こうした実例・前例を踏まえた上で、会議の制定についても慎重に検討頂ける様、申し上げます。

(3)大量請求について

要旨·要点は別添 1(平成 15 年 9 月 6 日付、情報公開制度の運用面における改善について)や別添 2(平成 15 年 11 月 14 日付、情報公開制度について)を参照の通り、手数料制による大量請求の抑止、りも、請求自体の抑止をした方が良いかと存じます。

実例ですが、参考資料 3(平成 14年 2月 4日開催、第 8 回千葉市情報公開審議会議事録)を参照の通り、当初は手数料制による有料化が実施されましたが、手数料を取った場合でも、オンブズマンや市民グループなど形態は様々ですが、団体として請求したり、市民グループの構成メンバーが各個人で、組織的に大量の請求をする場合があるので、有料化にしても抑止効果は望めません。また、千葉市の様に当初は手数料制による有料化を実施していましたが、情報公開制度の見直しにより、手数料の無料化が施行されています。

つきましては、別添 2 の「2、大量請求制限についての提案」に記述した内容を、具体的提案として 意見を申し上げたいと思います。

以上

情報公開制度の運用面における改善について(要望)

平成 15 年 9 月 4 日、千葉県情報公開推進委員会(以下「推進委」と言う。)が知事宛に提言書を提出した旨の、同月 5 日付け新聞記事を拝見しましたが、未だに改善の余地がある点を指摘する形で要望します。

尚、この文面は報道機関等にも公表致しますので、予めご承知おき下さい。

具体的には千葉市中央区の自営業男性(34)と言う形で個人名を伏せて、本人の了解無しに報道して構わない旨の文書を添付の上で、本件文面を公表予定です。

1、年度単位の請求件数を本人開示する事について

この件については既に、口頭にて推進委会議の場に於いて発言しましたが、請求者本人が何年度、合計で何件、 請...して、大量請求者の第何位にいるのかすら、未だに前向きな開示を政策法務課は実施しておりません。

大量請求をしていると政策法務課が主張しておきながら何ら具体的数値の根拠を示さない行為自体、明らかに誹謗中傷・名誉毀損と言わざるを得ません。こうした不法行為を無くす意味でも、内部資料による数値的根拠を、本人の開示請求に応じる様、速やかな善処を強く求めます。

前例ですが、上記した「何年度、合計で何件、請求して、大量請求者の第何位にいるのか」の根拠を示す文書を個人情報開示制度にて請求した所、文書不存在である事が判明しました。

2、資料の配架について

情報公開制度による請求をすると、千葉県文書館の行政資料室(以下「行政資料室」と言う。)に置いてある為、請求を却下する実施機関があります。実際に行政資料室へ行っても当該資料・冊子が置いて無い事が多く、行政資料室の職員に問い合わせてもらい、当該資料・冊子を取り寄せたりした他、実施機関の職員が当該資料・冊子を情報公開・個人情報センター(以下「センター」と言う。)に持って来る形で閲覧した事もあります。

今後、全ての審査会・審議会の要旨を含めた、傍聴者への配布資料、報道機関に発表した資料については即日(タ 方よでに)、報道発表資料以外の資料・冊子については、速やかに行政資料室へ配架する事を要望します。

3、文書件名一覧について

知事部局、教育委員会(本庁のみ)では文書発信の一覧として起案文書リストが、議会事務局では公文書整理簿が存在します。こうした文書件名一覧について、情報公開制度による請求件数を減らす目的で改善を求めます。

具体的には(1)班・係名の明記、(2)往復のやり取りの種別(千葉県経由の往復文書=国→千葉県→県内市町村→千葉県→国)(千葉県が収受発信した物=千葉県→県内市町村→千葉県)(往復のやり取りが無い物=千葉県→別記あて)を使用されて無いスペースを活用する形での明記を要望します。

別添資料 1(政策法務課・起案文書リスト)に斜線が入れてある部分について。今まで何年もの間、知事部局・教育委員会の起案文書リストを情報提供で入手していますが、1 度も斜線部分に至るまで収受・起案・決裁・施行の記入がなされる事が無く、毎回空棚となっています。

こうしたスペースを活用する形で、前記した(1)、(2)の記載をする形を取れば、大まかな文書の性質(国からの往復文書なのか、それとも国からの一方的な通知文なのか否か)、担当部署(係・班)の記載により、大まかにどんな概要文書なのか、情報を得られる事により、請求するか否かの極め・判断材料が増えます。この判断材料が増えれば、

請求する件数が必然的に減らす事が可能です。

具体的には千葉県が県内全市町村とのやり取りをした文書についても、前記した(2)の様な性質が分かれば、千葉県全体で取りまとめた文書を請求する他、一部の市のみを抜粋請求する形を取る等、職員の負担、経費(コピー代)、 資源(コピー用紙)が削減出来ます。

今までは件名のみで、文書の概要・性質が分からない為、結局は蓋を開けてみないと(請求しないと)分からない状況でした。前記した善処がなされない為、目的としている文書にたどり着くまで、何度も請求を繰り返す形となり、結果的には大量請求に至る状況でした。こうした結果的大量請求を減らす意味でも、文書件名一覧の改善を求めます。

4、まとめ

前記 1 から 3 については、センター職員や実施機関の担当課職員、推進委会議の場で申し上げていますが、目に 見える善処がなされていません。その一方で今後、大量請求による拒否処分が行われる様では行政の怠慢と言わざ るを得ません。まさに本末転倒です。

千葉県情報公開条例(以下「条例」と言う。)を改正する時には、前記した3項目について「誰の目にも見える」形での 抜本的善処を、改めて要望します。

以上

情報公開制度について

以前、平成 15 年 9 月 6 日付け「情報公開制度の運用面における改善について」と言う文面を FAX しました。 今回は、証拠資料の添付と、追加提案目的で送信します。

尚、この文面は、報道機関等にも公開致しますので、予めご承知おき下さい。

1、年度単位の請求件数を本人開示する事について

この件については既に、口頭にて推進委会議の場に於いて発言しましたが、請求者本人が何年度、合計で何件、請求して、大量請求者の第何位にいるのかすら、未だに前向きな開示を政策法務課は実施しておりません。

そこで「情報公開制度で、私が請求した件数と大量請求者の順位が分かるもの(平成 13 年度分)(平成 14 年度分)」と記した、平成 15 年 11 月 4 日付け自己情報開示請求書を提出しました。ところが、郵送で同年 11 月 13 日付け、政法第 56 号の 2、「自己情報不存在等通知書」が 11 月 14 日に届きました。

ムが大量請求者上位 10 人の中には存在しない事が、公印の押された当該通知書により、判明(確定)致しました。も し仮に、大量請求をしていると政策法務課が主張する様であれば、明らかに誹謗中傷・名誉毀損と言わざるを得ませ ん。

平成 15 年 10 月 25 日付けの新聞報道では、情報公開の閲覧手数料を取る事も視野に入れた新聞報道(千葉日報)がなされております。仮に千葉県情報公開推進委員会の提言通り、大量請求拒否制度を実施する場合と、前記した閲覧手数料の実施をする場合でも、共通する事項として、『情報公開請求に係る、請求者本人の自己情報開示制度の実施を求めます。』

現在、県立高校の入試結果についても、口頭での個人情報開示が実施されている状況ですが、情報公開制度の本人利用明細、すなわち、(あ)年度別の請求した件数と、(い)大量請求者の順位のうち私自身が何位にいるのか。この2点だけは今度の情報公開条例改正時、自己情報口頭開示制度を条例で定める事を、改めて求めます。

また、特定の人物が何件請求しているか、電算であれリストを作る事自体、センシティブ情報の収集に当たります。 こうしたプライバシーに係る情報収集をするのであれば、同時に情報公開制度の本人利用明細を自己情報コントロール権(自己の情報を知るだけで無く、訂正請求権も含む)に基づき、前記(あ)、(い)を開示する事が必要不可欠です。

っなみに千葉県内の市町村では、センシティブ情報の収集に該当する為、千葉県みたいに個々の請求件数や大量請求者の順位を、例え氏名を伏せた形であっても、情報収集・順位リスト作成はしていません。

2、大量請求制限についての提案

前項で伝えた、閲覧手数料徴収案は、事実上の情報アクセス制限に当たります。従って、オンブズマンが閲覧手数料を取る自治体を情報公開順位ランキングで失格とする判定は妥当と言えます。また「お金さえ払えば何件請求をしても構わない」と屁理屈に近い曲解をし、かえって大量請求が増える形で職員の負担が、逆に増える結果にもなりかねません。大量請求拒否処分についても、何を根拠に大量請求と言うのか、かえって混乱をきたす可能性があります。

そこで、行政文書開示請求書の提出枚数制限を提案したいと思います。

具体的には、1 人又は 1 団体が提出出来る請求書の枚数を 1 年度に 80 枚にして計算します。(80 枚の根拠は、年間 1000 枚 ÷ 12 ヶ月 = 端数切捨てで 80 枚と算定。)

この 80 枚から、請求者が行政文書開示請求書を出して、閲覧が終了して無い当該請求書の枚数をマイナスした、残り 枚数を請求可能とする形で、請求制限を実施する訳です。この基準(80 枚ー閲覧未実施枚数=請求可能枚数)に満たな い大量請求があった場合は請求書を保留し、閲覧終了後に、収受印を押した請求書の写しを、収受の控えとして請求 者に手渡すか郵送します。

こうした方式を取る事によるメリットは、大量請求しておきながら閲覧を一切しないと言った、嫌がらせ目的の請求を防止する事が可能です。その他、「〇〇に係るもの全て」で請求した場合、その当該文書が全て決裁(開示決定など)・閲覧が終了するまで、閲覧未実施数としてカウントする為、早く請求に係る文書の閲覧を終了させない限りは請求可能枚数が回復しません。そうなれば必然的に請求内容を具体的かつ細かく記入する等、請求する側は嫌が上でも、 漢然とした請求の仕方を改めざるを得なくなります。

行政側·実施機関は、請求した当該文書の閲覧を実施しないと、請求可能枚数が回復しないので、1 度に大量の請求が 来る事が減る為、効率よく情報公開文書の閲覧準備作業が行えるメリットがあります。

以上

平成16年3月23日受付

千葉県情報公開審査会の審議についての申入書

しかし、わたしたちが作成した傍聴記録や公開された会議録を詳細に検討した結果、わたしたちはなおいくつかの点において早急に改善されるべき点があるとの結論に達しました。そこで、下記のとおり第二回目の申入れを行います。至急ご検討のうえ2004年4月30日までに文書をもってご回答ください。

なお、全国市民オンブズマン連絡会議は、情報公開度ランキングを取りまとめ 公表しましたが、千葉県の情報公開度は昨年の第8位から第17位と後退しまし た。この調査結果を審議に生かされ、全国に汎たる情報公開制度となるよう期待 します。

記

1 審議のあり方について

- 1)委員の欠席や遅刻が目立ちます。任務の重要性を再度確認してください。
- 2) 時折ちぐはぐな発言が見受けられます。千葉県情報公開推進委員会の報告のみならず、議事録や添付資料を把握、理解した上で審査会に臨んでください。
- 3) 傍聴人に発言の機会を十分に保障し、県民の声を直接、積極的に取り上げるよう再度要請します。
- 4) インターネット等において意見募集をしていますが、それら意見をどのように審議に反映するのか明らかにしてください。

2 会議録について

- 1)会議録は次回審議会までには公開してください。会議はインターネットで中継してください。テープを起こした録取書を作成してください。
- 2) テープも直ちに開示請求の対象にしてください。
- 3) 発言者の氏名も明記してください。
- 4)他の多くの審査会、審議会、委員会、懇談会等の手本になるような会議録にしてください。

添付 第8回 全国情報公開度ランキング

(※千葉県情報公開審査会で審議している情報公開制度の推進に向けた制度改善について ご意見があれば記載してください。)

3月26日受付

第四、電腦用場群、(稅份等3月2611何、借裝借额公開審查会发料)

愛何による議に好象館の様なりなっしいこ

電第2~(成生和マル子を書いかてのをりしためをくてて見まるい (杯り)、広を乗りない

4月12日受付

現在、市長・知事への意見等、メールで受け付けているが、メールだと返答を求めても9割方、返事が来ません。

なぜなら、メールは文書扱いして無い所もある他、矛盾ですが情報公開制度の対象外となっている町村もありま

す。自治体等からの返答は、原則として公印を押した文書が原則となっており、電子申請 だなんて、まだまだ先の未

来話です。

この為、情報公開請求も、FAXでの受付自体も行っておりません。webで様式・雛形をプリントアウトして、郵送する

しかありません。

事前登録をしてFAXや、webログインによる入力で仮収受を認める位のシステム改善が必要な時期と思慮されます。

事前登録事項には郵便番号、住所、氏名・団体名、電話番号、備考欄(電話はは午前中不在など)、仮収受時・自動返

信先のメールアドレスを文書 (郵送・窓口持参) で提出する形を取り、同時に電算INDEX (起案文書リスト) の、web閲

覧(要ログイン)希望も事前に受け付ける。

INDEX (起案文書リスト等、電算化されているもの)を登録者限定で閲覧アクセスを認め、個々の文書番号の脇にア

イコン・ラジオボタンを付けて、クリックするだけで仮収受を受付するシステムも必要。 備考欄として、往復文書を見たいとか、何日の午後に閲覧希望、この部分だけ閲覧希望と か入力フォームを付けて、

郵送・閲覧・コピーの種別ラジオボタンも設ければ、自動的に雛形に入力されて、仮収受されるシステムが必要。仮

収受時に、メール自動送信で請求者に連絡。

窓口 (情報公開個人情報センター) でプリントアウトされ、必要あれば職員が折返し問合せする。

また、宅配・書留追跡サービスと同様、請求者がログイン時、進捗状況確認が出来る様にするシステム構築も希望

したい。収受時のコピー(請求の控)交付がwebだと不要です。

内容請求の場合は、請求内容・入力フォームに入力後に仮収受し、折返し職員が問合せて、補正等の打合せ後に収

受。こうしたシステムも必要です。千葉県が独自に開発して、全国の自治体にシステムを 売り込めば、黒字に転化し ます。 平成16年5月26日受付

住民が行政に参加するための手段である情報公開制度は、地方自治体が先行しています。遅れている国に歩調をいたずらに合わせることなく、地方自治の本旨を十二分にわきまえて全国や後世に誇れる条例制定に努力されることを強く要望いたします。

貴審査会はいよいよ答申づくりに入りました。わたしたちが今まで申し入れたことを改めて記載し、更に頂いた回答をふまえてわたしたちの要望を下記に記しますので、6月20日までに文書で回答してください。

なお、当文書を知事への申入書に添付することを申し添えます。

記

第1. 貴審査会の審議と会議録について

- 1 審議の過程で傍聴人の意見を聞くなど、主権者である県民の声を直接 聞く機会を設けてください。
- 2 インターネットで応募した県民の意見や県民が提出した意見書等を審議していませんが、どのように県民の声を反映させるのですか。
- 3 会議録については貴職から回答を頂きましたが、なお次のことを要望します。
 - 1)会議録は次回審議会10日前までには公開してください。
 - 2) 録取書を会議録としてください。
 - 3) 発言した事務局員の氏名も明記すると共に資料説明の発言も記載し

てください。

4 情報公開制度に深く関わる資審査会の会議録は不十分です。千葉県情報公開推進委員会の会議録や三番瀬問題に関する各種の会議の議事録と 比較してください。

第2.情報公開制度の改正について

- 1 開示決定期限を14日以内としてください。
- 2 県の保有する文書は作成時期に関係なく、国と同様に全て開示請求の 対象として下さい。
- 3 教育情報を積極的に公開するための組織を教育委員会内に設けるとともに、過去の請求内容と同じものは原則として同組織で閲覧可能としてください。
- 4 県との関わりの深い出資法人の情報公開制度を見直し、県の情報公開制度と同じになるように改善してください。
- 5 「情報公開の推進に関する提言」(千葉県情報公開推進委員会、平成 13年9月)の中で、当申入書に抵触するものを除き「提案」を尊重し てください。
- 6 開示請求によって公開された文書は、以後開示請求手続きによることなく情報提供してください。
- 7 会議録作成のための録音テープを公開の対象にしてください。
- 8 文書の保存期間決定に当たっては、学識経験者や市民も交えた第三者 機関で検討するようにしてください。

第3. 諮問事項に対するわたしたちの要望について

- 1 目的を規定する第1条に「知る権利」を明記してください。
- 2 個人情報保護については、プライバシー保護型にしてください。
- 3 特例条例の存在そのものが干薬県の制度を象徴しています。本条例に 一本化してください。
- 4 存否応答拒否の適用には厳しい歯止めが必要です。
- 5 全ての審議会等を何人にも公開することを条文で明記してください。
- 6 直接県民の意見を反映できる組織を新設してください。
- 7 情報公開オンブズマンについては是非設置の方向で審議してください。
- 8 大量請求を理由とする拒否処分は認めることができません。
- 9 手数料を徴収することは、情報公開制度の趣旨を大きく逸脱し、また時勢に逆らうものです。

別添 千葉県情報公開制度運用の改善についての申入書

平成16年6月14日

千葉県情報公開審査会 御中

千葉県情報公開制度の改善に関する答申骨子案に対する意見書を提出します。

千葉県情報公開制度の改善に関する意見

第1 「答申に当たっての基本的な考え方」について

本答申骨子案は、「実施機関などの体制の処理能力を超えた大量請求や大量の異議申し立てが、少数の請求者によって繰り返された」ことのみを現状認識の前提として(あるいは、そのことを主たる問題認識として)、審議が進められたもののように見受けられるが、そうした大量請求、あるいは異議申し立てがなされる背景となった県政のあり方・現状についての、分析がほとんど見受けられないのではないか、という疑問がある。

例えば、千葉県には他の近隣都道府県・市町村の運用と比較しても著しい隠蔽体質があり、明らかな誤りがあった場合でも容易にこれを認めず小手先で糊塗しようとする知事以下県職員の体質や、請求による情報公開と情報公表・広報を混同した運用、職員の個人情報保護には熱心であっても県民の個人情報は安易に取り扱う体質等があり、その他、これらの事実をあげつらえばきりはないが、県行政側が抱えているはずの問題についての調査・検討がほとんどなされた形跡が見えず、県民側でなく、県行政側から提示された情報と県側の視点に立っての答申骨子案であるように感じられることは、諮問事項に制約された審査会による検討という性質上、根本的な検討が行われないことはやむを得ないことではあろうが、はなはだ残念である。

第2 諮問事項についての意見

1 (1) 知る権利を条例の目的規定に明記することについて

「知る権利」なるものを、条例の目的規定に置くことによって、県の情報公開実務が どのように変化し得るかについての検討、あるいは具体例についての説明がないことは 残念である。

「知る権利」を目的規定に明記しても、具体的には開示範囲等、県の隠蔽体質的な条例運用には何らの具体的変化もなく、精神的・理念的規定にすぎないというのであればそのように、あるいは、この権利を明示することによって、具体的に何らかの制度が創設されることが予定され、あるいは変化があり得るとすればそのことを、きちんと説明すべきである。

精神的規定は、その有無にかかわらず、県の行政姿勢が改善されない限り実質的意味がなく、かえって規定を置くことによって、現状が「知る権利」の実現と位置付けられることになり得るならば、弊害以外のものではないと考える。

(2) 個人情報の規定を改めることについて

千葉県は、プライバシー概念の不明確さを理由に、県政の適切な情報公開を拒んできた経緯がある。確かに、プライバシー概念は必ずしも明確な概念でないことは改めて答申として指摘するまでもないことであるが、非プライバシーが明確であるものについても「個人情報」を理由に、一部不開示として取り扱っている事実がある。特に、千葉県自身による公的公表をしている情報や、新聞等マスコミで公知になっている情報についてまで、それらを検討・検証することなく(あるいは、その公表事実を知ってもなお)、しかも、情報公開請求の対応に限って「個人情報」を理由に不開示とする運用が日常的に行なわれている現実についての認識が不十分である。

特に、長年(情報公開制度発足後も長期にわたって)公表されていた、他に公表されている事実に関する情報が、情報公開制度運用の不適切の指摘を受けて、事実を隠蔽する運用に変化するなど、目に余る不適切な対応があることについてなどの認識を欠くのではないか。

St. Face William St.

④では、『社会情勢の変化や司法判断の結果などを踏まえながら、不開示とする個人情報の取扱いの変更も行なってきている』との認識を示しているが、いかなる具体例を前提にしているか、不明瞭であり、情報の開示も行なわれているとは言えない。たとえば、最高裁判決として確定したものについては「取扱いの変更」が行なわれるのは法治国家として当然のことであるが、誤りを正しているのは判決で確定したものだけではないか? 過去の不法・違法な取扱いについては裁判で争われたもの以外は、いささかも訂正せず、「取扱いの変更」とは、将来の不確定な請求についてのみの話ではないのか。

この点は(3) ④も同様であるが、具体的に、県行政がどのように改善されてきたのか、公表すべきである。そうした公表を行なわない以上、県民 (請求権者) としては、 検証のための請求を繰り返さなければならず、またその必要性があると考える。

全体として、どこかで聞いたような抽象的な議論ばかりで、千葉県の実態に即した掘り下げが不十分であると考える。

ar in the first of the state of

(4) 存否応答処分の適用範囲を限定することについて はないない

周知のとおり、存否応答処分の規定は、濫用的適用のおそれが高いものであり、その 運用については、少なくとも客観的な事後検証が必要である。

的种种的种类。一个性格,因此是

ただし、その検証機関は、審査会が行なうべきであり、その負担は当然、審査会が担うべきである。もちろん、「異議申立て」を待って初めて審査するものであると刷れば、 異議申立て件数の増加は回避されるべきものではなく、例えば、毎月1回、存否応答処 分の決定にかかる請求・情報について審査会に報告し、その運用例について抽象的にせ よ検討が行なわれHP等で公表されれば、適正な運用が期待され得るのではないか。

この点、「情報公開オンブズマン(仮称)」に対する事前協議には賛成できない。 その理由は、

① 情報公開オンブズマンが、条例上、どのような位置付けになるのかが十分に説明

されているとは言い難いこと、

4. 医多次检查管内部 医原虫 医二氏性毒素缺乏

- ② 仮に、条例上の公的機関として位置付けられるとして、オンブズマンの人選が、特定団体等への配慮の有無などを含め、不透明であること、
- ③ 事前協議の公正さを担保するための措置としての、協議の場の公開、あるいは協議の程情報の公開・公表制度が確立されるとは考え難いこと、などである。

(5)と 審議会の会議の公開を条例に規定することについて マーコン・

《基實經濟學》(1917年 - 1918年 - 1917年 - 1918年 - 1918年

干葉県の実情を考えれば、公開基準を条例に規定すれば、行政に都合の良い解釈をすることによって限定的運用をすることは過去の行政姿勢からみて当然に予測できることであり、公開が前向きに進展するとは考えられない。その意味では④で指摘される「硬直化」の危険性は極めて高いものと言うべきであり、その認識は評価できる。

しかし、条例をもってしても、なかなか遵守されない県行政の実情を考えれば、条例に明確な規定・基準を置くことによって、県職員の遵守を促すこと、遵守しない職員に対する制裁規定が必要ではないか、(会議の問題に限られない)。

議論の前提として、現在の「指針」による審議会等の公開の現実について、十分な検 証と事実の公表が必要であると考える。

「はない」という。

なお、会議の公開に関して周知広報期間の徹底や前会議議事録の提供、さらに各審議会の議事録の作成基準や公開・公表水準の統一、資料の配布基準や人数制限等については、恣意的な運用がなされないよう条例事項にすることが必要であると考える。

称 智数 医精膜 "你只要你没好好,就看进这些话,一点的一点就是好好,我还是

(6) 情報公開推進会議の設置及びその権能について

the first the second of the se

前出(4)の情報公開オンブズマンについても同様であるが、こうした屋上屋を重ねる組織を、財政難の県が設置する必要があるというほど、現在の千葉県の情報公開制度の運用には問題があるという認識に基づかれる答申であると思われるが、前提として、そもそも現行条例上、審査会の権能が不明瞭ではないのか。

審査会は、『当審査会は、県の附属機関として情報公開制度の運営に関して、調査審議や建議の権能を有し…』と自負されているが、(骨子案 第1④)、いかなる条例の明文規定による理解であろうか?

現行条例も、どう読んでも、行政不服審査法に基づく不服申し立てについての権限しか有さないように見える旧条例(昭和63年条例)で設置された審査会によって審議され、現行条例でも審査会への諮問や、審査会が制度運用や将来構想についての調査・審議でできるという積極的な規定は存在せず、恣意的・裁量的な行政に基づく審議が行なわれているものと考えられる。その意味では、不服申し立て等についての審議と制度運用や将来構想に関する審議会を明確に区別する必要があるものと考える。

ただし、独立の第三者機関を設置する財政的な余裕、及びその必要性があるとして、 多くの干葉県の審議会に見られるような、各界代表の寄り集まり的組織であるべきでは なく、少なくとも過半数は公募委員によって占められるような開かれた組織とすべきで あり、同時に年齢・性別も県の人口構成に合致したものとなるようにすべきであり、各 界代表の選考過程を含めて委員の選任について透明にするべきものと考える。委員の選 考過程が透明であるべきことは、審査会についても同様であると考える。

なお、審査会委員との兼任は否定的のように見受けられるが、審査会と第三者機関が 対立構造に立つのはあまり望ましくなく(どちらも行政の意向で任命されるものであれ は、その心配は不要であろうが、)、また、審議会審査会の実情及び解釈などを端的に (事務局を経由することなく) 第三者機関に伝えられることが期待され得るのであれば、 若干名の兼任は必要であると考える。

[参考]

千葉県公文書公開審査会が担任する事務 (千葉県行政組織条例別表2)

干葉県公文書公開条例第13条第1項の規定により、同条例8条1項の規定によ る決定についての不服申し立てにつき諮問に応じて調査検討し、答申すること。

大海南西北部城市 医二十二氏试验

(7) 情報公開オンブズマンの設置・権能について

前述のとおりであるが、「答申骨子案」の認識①にある『開示請求者と実施機関相互 の信頼関係が築けていないことや、窓口対応等についてのトラブル…』は、あげて県行 政自身が抱える問題であると考える。特に、前提となる問題認識が第1①にみられるよ うに、『大量請求が…少数の請求者によって繰り返され…』『特定の実施機関に集中し ていた』ことにあるのであるとすれば、制度全体の問題ではなく、特定の実施機関と特 定の請求者等とのトラブルであることは、明白ではないのか。とすれば、まず実施機関 自身が「信頼関係構築」に向けて最大限の努力をするべきではないのか(過去にいかな る努力をしてきたのかはこの審議過程で公表されるべきであり、少なくとも請求により 公開されるべきである。

骨子案は、わずかに⑤で実施機関が努力すべきことを指摘するが、千葉県の情報公開 行政は、小生の限られた個人的経験からだけでも、他の都道府県ではごく一般的に提供 される資料提供を求めた際にも、「公開請求書」を放り付けられたり、勤務先や関係機 関に照会や訪問があったり、個人情報の外部漏洩があったりしており、これらは千葉県 庁に普遍的な行動であると考えている。したがって、信頼関係の構築を妨げているのは 千葉県自身であり、この点についての真摯な反省なしには問題は根本的に解決するもの ではないと考える。

また、このオンブズマンの設置が、仮に、県当局(行政)と特定県民との間の紛争で あるならば、情報公開に限らず、広く行政一般について、紛争予防・解決のための中立 的な調停・仲裁機関を設置すべきであり、県の市政から生じた情報公開問題だけに特化 した第三者機関の設置には納税者の立場からも賛成できず、また、請求権者と実施機関 とのトラブルとは言いながら、実態は特定の団体等と実施機関とのトラブルであり、そ の解決のために、一般県民の請求権に制限を設けたり、第三者機関を設置する必要があ るのか? はなはだ疑問である。

さらに、ここで取り上げられているオンブズマンは、事務局は「附属機関」としての

位置付けであるようであるが(第7回会議録6頁)、法的位置付けは不明確のまま何一つ具体的に説明されておらず、にもかかわらず「設置を検討すべきである」という答申が出るのは無責任ではないか。「事務局の説明が不十分なので、意見は言えない」とすべきではないか。

なお付言すれば、このオンブズマンを設置する場合は、その選任基準を具体的に明確 にし、かつ選考過程を公開の場で行うべきであり、少なくとも特定の団体から選任すべ きものではないことを明言するべきである、と考える。

(8) 大量請求を理由とする拒否処分について

前提として「大量請求」の概念について明確な定義が必要である。

もちろん、千葉県条例の『手引』によれば、『一人の開示請求者が特定の部局に著しい大量請求をする場合のほか、多数の開示請求者が同時期に特定の部局に開示請求を…』する場合が想定されているが、この理解では、特に後者の場合、結果として実施機関(担当部局)の事務処理能力の欠如が拒否処分を生み出し得る可能性があり(要するに、県職員に十分かな処理能力がない場合にも拒否処分が行われるおそれがあり)、それが本条例の目的規定・前文のの趣旨に反しないものか、手続き問題以前に、理論的な精査が必要であると考える。

また、むしろ、具体的に、件数に応じて処理期間を定めてはどうか。審査会では、瀧上委員が『…実際に請求内容が多岐にわたり、個別性が強くて、標準的な処理期間設定になじまない性格のものもある。』とされているが、具体的にどのようなものか。抽象的な理論的可能性だけで議論をしているのでなければ幸いであるが、現状では審査会の議事録を見ても、県がどのような問題を抱えているのか、一県民には理解し難い。

なお、当然のことながら、合理的理由のない大量請求を理由とする拒否処分が行われれば、当事者間に信頼関係が存在しないことを前提にする現状では、かえって関連請求 や異議申立て、訴訟はいま以上に増大し得ることは視野に入れるべきではないか。

(9) 手数料制による大量請求の抑止について

前提として、「大量請求」問題以前に、放漫経営や県行政の失敗の結果としての県財政破綻の問題があり、千葉県全体の問題として(明白な、県の情報公開姿勢の後退と評価されようが、)「手数料」の導入が検討されるべきである。

そもそも、情報公開制度は、条例前文・目的規定から考えても、県行政に対する監視や検証以前に『(県の)保有する情報を県民のだれもが適切に知ることができるよう』、県の保有する情報について開示請求権等が制度化されているものであり、したがって、個人の研究目的や営利(商業的)目的による県保有情報の活用を制限するものでもない。

また、大量請求についての制限規定が、必ずしも当該請求にかかる事務量だけでなく、 『…事務の繁忙、勤務日等も考慮した上で判断される』(手引64頁)ものである以上、 請求の大量性は事務処理能力によって判断されることにもなりかねない。

とすれば、手数料制の導入によって(無能な事務局の処理能力を超えた)将来の大量

請求の抑止が可能であるとは考え難く、かえって手数料の支払いにより大量請求が正当化される可能性はないか。仮に、現に出現している大量請求が、明白に県の業務妨害や嫌がらせを目的とするものであるとして(そうであるという証拠も公表されておらず、あくまで県の被害者意識に基づく受け止め方の問題であると考えるが、)、手数料の徴収が本当に大量請求の抑止手段になり得るものか、手数料の徴収時期及び金額についても、県行政の実態について合わせてここで検討されるべきであり、手数料導入についての理念的可否だけの議論は無意味である。

なお、手数料問題に関しては、例えば、東京都発行の資料類が千葉県に送付された場合、千葉県が図書館・公文書館などに配架しない限り原則的に千葉県の情報公開請求の対象文書になり、すると、千葉県に請求すれば東京まで出向く必要がないばかりか、写しの交付が安価に得られ(周知のとおり千葉県の方が安い)、しかもコピーの手間が省けるという現実もある。こうした問題について、審査会がどのように考えているのか、伺いたいものである。

2 (1) 文書管理について

2000年1月1日 日本大学的基础

従前の紙ベースでの文書管理は、その保存場所・管理の困難さなどを理由に安易・短期的な保存期間・廃棄基準を設けており、それが結果として干葉県情報公開条例が目的とするはずの、県民に対する説明責務の全うや、県民の県政に対する信頼と理解の醸成を妨げきたきらいがある。

少なくとも、個別文書単位の文書管理責任者の具体的氏名の公表、廃棄目録(文書名・概要・日時・廃棄者氏名等の明示)の整備、また、少なくとも「知る権利」の侵害である以上、違法廃棄(過失廃棄を含む)に対する懲罰基準の設定、などについて検討すべきである。

- (2) に関連するが、行政文書の情報化の進展は、紙ベースとは異なり、物理的にも 飛躍的に大量の行政文書の長期保存を可能にしており、従来の文書管理規定は、著しく 前提を異にしている。その意味で、前提として、電子情報についての保存・管理につい て抜本的な再検討が必要であると考える。
- (2) 骨子案は、検索システムや請求についてのみ説明している。もちろん、現在の行政文書目録閲覧システムは、著しく利便性を欠き、条例28条の努力目標にはほど遠いものと言わざるを得ないし、Eメールによる開示請求も(必ずや請求件数の増大をもたらすではあろうが)県民の利便性を促進・実現するものである以上、その取り組みを促す答申骨子案は高く評価できる。

しかし、その前提として、前述のとおり、電子情報が従前の保管スペースなどを前提 とした紙ベース情報と同一基準で管理・破棄されるとすれば、県民は行政情報の電子化 の利益を十分に享受することはできないのではないか。この点の検討が必要であると考 える。 閲覧システムについての問題点の一つとして、(3)③にも関連するが、千葉県では公文書館は千葉市に所在し、その保有情報について検索システムを欠き、そこで公表・提供される目録は地域の支庁(行政センター)には存在しない。このため、必要とする情報が公表されているか否かは地域ではわからず、とりあえず開示請求をし、条例2条2項2号で適用除外(文書館に存在)とわかった場合に初めて文書館を訪ねるという運用をせざるを得ない事情がある(初めに文書館に行き、開示対象文書であるとわかった場合に2度手間になる)。従って、少なくとも、詳細な文書目録が県のHP、せめて地域の市町村で閲覧可能であれば、文書探索のための請求はしなくとも済むことを、県内の情報格差の解消の見地からも指摘しておきたい。

前提として、干葉県では、意図的に「情報公開」の語が「情報提供」と混同されて使用されている。もちろん、広義の情報公開には、請求による公開のほか、情報提供、情報公表も含まれ得るが、単なる「広報」が「情報公開」の看板で行われている(しかも、誤情報の例もある)現実もあることについての認識が必要ではないか。

もちろん、骨子薬にあるように『開示請求によるまでもなく、県政に関する情報を県 民が何時でも見られるようにしておく』ことは必要であるが、提供情報が恣意的、かつ 偏りを持っていることの認識も必要である。

なお、現行の干葉県のHP登載情報は加工情報が多く、結局公開請求せざるを得ない ものが少なくないことも指摘しておきたい。

(4) 異議申立て案件の処理について

が欠落しているのではないか。

前提として、産業廃棄物課が県内の処分場に関する公開請求に対する決定についての 異議申立てを6年にわたって放置している問題(共同通信2004/06/08報道)に代表され るように、そもそも異議申立てを審査会に諮問しない問題についての検討が必要である。 骨子案は、現在の異議申立て件数を前提に検討を行っているように見受けられるが、 そもそも他の都道府県に比べ千葉県の開示請求件数・異議申立て件数がなぜに多いのか、 それは実施機関の自助努力によっては解消し得ないものかどうかについて根本的な検討

職員の理解・資質向上の必要性は③~⑤に指摘されるとおりであるが、より問題は、他の都道府県や県内市町村で(条例の違いがあるにしても、)ごく当然に開示対象にされている情報が干葉県では不開示になるという事案や、県庁内で所管課によって判断が異なる(同種の情報で、課の単位で開示・部分開示、不開示が分かれた事例すらある)事案など、県民の不信感を増幅させる事務処理が広く見られることについての現状認識も必要であろう。

(5) 条例による請求対象文書の拡大等について

『条例施行以前の文書についての申出制度』とは、何を指しているのか理解できない。 県条例に示されている「申出制度」は、25条の「5条各号に掲げるもの(請求権者) 以外のものからの開示の申出」に対応するものであり、条例施行以前の文書について の申出「制度」などないのではないか? これらの文書については、条例2章の開示 請求権がないことは明白であるが、それ以前に、そもそも「制度」などないのではな いか?

実際には、請求権に基づく開示請求に対し、25条の申出による処理を求められたこともあり、25条は、条文の示す範囲を越えて拡大的に用いられていることは容易に想像できるが、まずは、条例施行以前(前?)文書について、申出による請求制度があるならあるで、県民に周知させるべきである。条例適用対象外文書の請求で「不存在」とされ、申出制度の説明を受けていないものは数限りなくあると思われるが、仮にそのような制度があるとするならば、恣意的に運用されているのではないか?

その他

諮問事項でない以上、審議検討が行なわれないことはやむを得ないことではあるが、県と市町村等関係地方公共団体との情報公開条例の調整、あるいは整合性について検討が行なわれるべきではないか。

現実の問題として、県と市町村等関係地方公共団体が共有する情報などについて、県の説明不足、あるいは県への不信感に基づくと思われる検証的請求が行われていることは市町村等の住民にとって迷惑な話である。また、千葉県による「法令・条例」に基づかない個人情報の収集が市町村に対し求められることが少なくなく、このため、市町村条例の遵守、あるいは市町村における適切な個人情報保護の必要性などから、県行政の監視・検証目的の情報公開請求をせざるを得ない事態も発生していないわけではないことも付言しておく。

以上

平成16年6月14日

情報公開制度に関する意見募集について、以下のとおり意見をお送りします。

・知る権利を条例の目的規定に明記することについて

とりあえず前文に「知る権利」は明記されているので、前文か目的規定かはさほど重要な論点とは思えない。それよりも、大量の不服申立てによって、審査会が実質的に機能していない状況にある問題の解決に具体的な道筋をつけるべきである。いくら「知る権利」を重く位置付けても、制度が機能していないのでは意味がない。

- ・大量請求を理由とする拒否処分について 他自治体(確認できた範囲では、三重県、大分県、熊本県)では、権利濫用として請求を拒否し、審査会に持ち込まれた例もあるようなので、そのような先例も参考にして具体的基準を検討すべきである。
- ・手数料制による大量請求の抑止について 市民オンブズマンの評価では、請求手数料徴収は即「失格」扱いとなってしまうようだが、開示請求に対して請求手数料を取ることを全面的に否定するべきではないように思われる。ただし、請求手数料のある国の制度運用では、「どこまでが1件の請求か」(同種の文書でも年度が変われば別件として扱うなど)という枝葉の部分の判断で不必要な労力を費やしている。そのようになってしまうのであれば、請求者との間で新たな紛争を起こしてしまうことになり、結局意味がないのではないか。
- ・異議申立て案件の処理について 現在堆積している大量の不服申立てによって、新たに不服申立てをしても答申が出るまでにあまりに長期の時間を要する状況となっており、実質的に不服申立てや審査会の制度が機能していない状況にあると言わざるを得ない。情報公開制度の意義を著しく損なっている状況で、速やかに具体的な解決策を見出すべきである。
- ・条例による請求対象文書の拡大等について 条例施行前・改正前の文書についても現行条例を適用 している自治体は多く、特に問題は生じていないように思われるので、千葉県でも文書作成時期による 扱いの区別はなくすことが望ましい。

2004年6月21日

千葉県情報公開審査会どの

答申骨子に対する意見

第1 基本的な考え方

条例の改正にあたって、情報公開を一層進展させること、千葉県政にとって情報公開の拡充が基本施策であることの認識を深める規定を設ける。

また、効率的な情報公開の仕組みと運用手法を採用し、利便性の向上と、県行政の省力化を図る。

具体的には情報公開の推進と省力化に資するため、以下の実施が必要である。

- 1) 開示された文書は公開し、再度の請求を必要なくする。
- 2) 請求文書の開示期間30日を15日とする。 (他の自治体に出来て、千葉県に出来ない理由はないし、2倍の開示期間とい うことは、2倍の経費をかけていることに気付くべきである。)
- 3) HPからの情報公開請求を受け付け、情報開示事務の管理の実施、電子化による開示を行なえるよう整備する。

第2 諮問事項に関する意見

- 1 情報公開推進委員会の提言に関する事項
- (1) 知る権利を条例の目的規定に明記することについて

千葉県の情報公開の取扱については不十分であり、知る権利を明記し、重要視していることを職員に周知する意味でも、これを明記するべきである。

情報公開請求に際して、主管部門職員から、①今の時期は忙しいので請求を取り下げてくれないか ②県議会が開催中なので、開示が2週間遅れることを了承してくれ ③請求された当該文書は、窓口で閲覧させているので請求の対象でないし、コピーをとらせることはしていない、との扱いを受けた。

③については当該課の取扱を変更させ、いづれも請求書を受付させたが、職員 の情報公開についての認識はこの程度である。よって、条例に明記する必要が ある。

(2) 個人情報の規定を改めることについて

条例の表現上の問題のみでなく、運用として、プライバシーを重視するべき である。現状の運用では重視されていないから、明記するべきである。 プライバシーについては、運用上、最大限に尊重されるべきであることは当然である。情報公開審査会の検討資料においても、個人情報が掲載されていることに気付かない運用が行なわれている現状であり、条文に明記すべきである。

(3) 特例条例を廃止し、本体条例と一体化することについて 当然に一体化するべきである。

(4) 存否応答拒否処分の適用範囲を限定することについて

存否応答拒否処分は不開示決定の方法の一つではない。 審議会でこのような議論をすること自体、県民にとって悲しいことである。 存否応答拒否処分は残す必要性があると考えるが、その取扱については当然 に慎重であるべきである。

(5) 審議会等の会議の原則公開を条例に規定することについて

会議の原則公開が軌道に乗っているとはいえない。 実際の運用では、その都度許可する姿勢が残され、また会議資料の非公開な どの制約が残されている。よって、条文に明記するべきである。

(6) 県民の意見を反映する機関としての情報公開推進会議(仮称)の設置及びその権能について

委員は全て公募で選任するべきである。また、県OB、県議会議員、県職員の参加は認めるべきでない。

(7) 調停機能を有する第三者機関としての情報公開オンブズマン(仮称) の設置及びその権能等について

大量の異議申立ての積滞の解消などに必要であるとの提案は現状ではやむを得ない。

しかし、既存機関での解決の努力が必要であると、情報公開推進会議で県民を含めて討議され、現在これが軌道に乗りつつあるとのことである。

今後予想される新たな事態に必要なのか、議論がなされるべきであり、他自 治体の同種の組織は充分な成果が挙がっていないことから、暫定的なものとす ることが適当である。

(8) 大量請求を理由とする拒否処分について

このような規定は不要である。

大量請求の定義が全く曖昧であり、業務に支障を与える請求は大量請求である、との主張は、県民にとって、県の業務とは何なのか、と疑問をもたれてしまう。現状の積滞は一過性のものであり、その解決のため県民も含めた討議の場が情報公開推進会議で行なわれ、解決策が集約されたところである。

(9) 手数料制による大量請求の抑止について

有料化はするべきでない。

情報公開請求は規制されてはならないし、そもそも、情報公開を推進するべき当審議会が、規制策を検討することのおかしさに気付くべきである。

大量請求によって、何が支障されているのかを考えると、実施機関は、請求された文書を規定された手順にしたがって、勤務時間内で作業しているのであり、一定の消化量を超えた請求文書は積滞し、これが5年、6年と請求から放置されてきた実態である。

したがって、実施機関に支障を与えているとは言えず、請求書をいたずらに 放置された請求者にこそ支障を与えたといえるのであって、県民にとっての解 決策が議論されるべきである。

有料化によっても、営利企業による請求はなくならないのであり、有料化は 情報公開の進展を規制する重大な弊害があることから、採用するべきでない。

2. その他制度改善に資する事項

(1) 文書管理について

決算の概要を述べた「一般会計、特別会計 歳入歳出決算説明資料」が年度 でとに発行され(編綴)議会決算委員会の審議、監査委員での監査業務で使用 されている。7千ページの膨大な資料で、決算内容を説明する唯一の文書であ るが、文書の保存期間1年とされてきた。県民にとって必要な文書であり一定 期間保存するべきと、4年間要求を続けてきた。業務にとって必要か否かでな く、県政の情報公開にとって必要か否か、の視点が欠けている例である。

「文書管理は情報公開と一体のものであり、現状は改善するべきである。」ことに同感である。

具体的な問題として以下を指摘する。

①保存対象文書、保存期間、廃棄の手順、その記録の規定の改善が必要。

- ②文書の特定が現状の文書目録では困難であり、文書内容の概要を記載するなどの改善が必要。
- ③文書の保存が電子化され、全面開示文書はオンラインで取得できる手順の改善が必要。国の文書は相当程度可能となっている。

(2)情報化の推進について

文書の特定が、県民自らでは出来ない現行システムである。

- 1) 文書目録の整備は必要で、基準として、文書受付窓口が請求者の要求に応えられる能力、ツールなどのシステムが整備されるべきである。
- 2) HPによる請求は、国では開始されているが、極めて使いにくい。 請求には特別なソフトの導入が必要であり(無料ではあるが)、省庁毎に ソフト、手順が異なる、など請求者の利便を全く無視している。これでは、 一部の業務用利用者のためのシステムでしかない。 千葉県では汎用のパソコンソフトで請求し、開示文書が取得できる手順を 目指すべきである。
- 3)情報請求処理の管理を強化する。

請求を受け付けると当該実施機関に引き渡され、以降開示完了まで実施機関が取扱い、開示のさいに情報公開部門が報告を受けて、状況を把握している。請求者と情報公開部門には、延長通知のほかは開示通知まで情報がなく、そのため実施機関による恣意的なあるいは怠慢な5-6年間の放置がなされることになった。

実施機関も情報公開部門も、業務の進捗を適格に管理するとともに、利用者である県民に状況を報告し、また問い合わせに直ちに回答することは当然の業務であり、実施できる体制を整備する必要がある

(3)情報提供の推進について

基本的に、全ての情報は県民共有の資産である。 全ての情報を、誰でも、いつでも見られるには?との姿勢で、全てを検討するべきである。

(4) 異議申立て案件の処理について

現状の積滞を解消する問題と、今後の問題を混同するべきでない。 今後の問題は、なぜ異議申立てが生じるのか、の視点で評価するべきである。 以 上 2004年6月21日

千葉県情報公開審査会 御中

情報公開制度改善に関する答申骨子案に対する意見

さて、表記の件につき、より良い情報公開制度の制定を求める立場から意見を申し述べます。なお、千葉県情報公開条例が原則として「住民」に限り開示請求件を認めていること、意見募集が県民に対して行われていることは承知していますが、本意見書の提出者は県民ではありません。どのような取扱いになるのか必ずしも現時点で明らかではありませんが、本意見書は当法人のホームページで公表するほか、千葉県内の関係者に対して送付することを申し添えます。

1 「第1 答申に当たっての基本的な考え方」について

情報公開制度の改善に向け、鋭意審議検討されていることには敬意を表するものです。しかし、後に詳細については個別に意見を申し述べますが、貴審査会における検討の結果の「答申骨子案」は、取り組むべき条例の規定上の問題点について明確な結論を示すことを避け、事実上、結論や対応を、仮に条例改正を行うとするならば、改正条例案を作成する実施機関に委ねていると思われる箇所が多々見受けられます。

貴審査会については、その権限として行政不服審査法に基づく不服申立てに関する諮問についての審査以外に何ら規定がないため、今回の条例改正の諮問については、条例上の権限に基づかず知事の特別の諮問のもとに行われたものと思われます。しかし、昨年9月に千葉県情報公開推進委員会が提言した「情報公開の推進に関する提言」で結論づけられていた条例改正に関する提案の内容をあいまいにしたこのような答申骨子案を発表されていることについては、見識を疑わざるを得ず、失望を禁じえません。

⑤において、「委員の意見の完全な集約を行わず、実効性の観点から速やかに取り組むべき施策について、方向性を示すとともに、当審査会が独自の立場から特に提案すべきものを数多く盛込んだ」と説明がなされていますが、明確な方向性が示されていないものも多く、条例改正が必要な事項についてどのような結論に達したのかきわめて不明瞭です。

推進委員会は、「県民の意見を情報公開の改善に活用するため」(設置要綱第 1 条)に設けられたものであり、ここでの提言は尊重されるべきですし、貴審査会で改めて提言で示された提案について検討するに当たっては、説明責任を果たすべく、審査会としての明確

な考え、立場を明らかにすべきです。推進委員会では一定の合意形成のもとに示された提言の内容を、審査会での検討経過において審査会としての合意形成をしないまま、両論併記や結論を明確にせずに、実施機関がどのような結論をとっても整合性が取れるような答申を出すならば、その責任を放棄したにほかなりません。また、仮に両論併記や明確な方針が示せないということであれば、それは検討が不十分であることの表れであり、またかえって条例改正の方向性を混乱させるだけであります。無責任な答申を出すことのないよう、強く要望するものです。

2 「第 2-1 (1) 知る権利を条文の目的規定に明記することについて」

現行条例では前文で『「知る権利」を尊重し』とされています。表現がかぎカッコつきの「知る権利」であることからも明らかなように、また他の自治体において目的規定で知る権利を明記している場合においても、条例によって尊重される権利としての「知る権利」が条例上明らかにされているのであって、情報公開条例で保障する権利は、第一義的に「開示請求権」であることは明らかです。「知る権利」の概念に関して確立していないとするのは、すでに多くの自治体において確立してきた情報公開制度に関する考え方からするときわめて消極的です。前文も法令の一部であることには変わりなく、すでに前文で「知る権利」がうたわれている以上は、より積極的に知る権利を位置づけるためにも、目的規定に明記すべきです。

また、答申骨子案では両論が併記されていますが、少なくとも推進委員会提言では明確に知る権利を明記すべきと結論付けているわけですから、貴審査会としての結論を明示し、その是非も含めて県民に問うことが、貴審査会としての説明責任を果たすことであると思いますので、どのような結論とするかは別として、合議制機関としての立場を明らかにするべきです。

3 「第 2-1 (2) 個人情報の規定を改めることについて」

現行条例 8 条 2 号の規定については、答申骨子案では「個人識別型」を当面維持するとされています。その理由として、推進委員会の提言する「プライバシー保護型」は、法令上プライバシーの範囲が確定しているとは言いがたいことなどから、採用できないこととしていますが、同じく提言で個人識別型を採用する場合であっても、不開示情報の範囲をプライバシー保護型に準じて限定すべきであるという趣旨については、さらに検討し貴審査会としての立場、方向性をあきらかにすべきです。

特例条例で公務員の氏名や食糧費の支出を伴う懇談会等に係る情報に含まれる職、氏名については原則公開としており、答申骨子案においても特例条例を廃止し情報公開条例と一体化すべきとしていることから、少なくとも現行条例 8 条 2 号ハの規定の見直しと、新たに但し書きを設ける必要があると思われます。しかし、答申骨子案では「個人情報保護法制における個人情報の取扱いとの整合も視野に入れて検討することが適当である」としているほか、第 2-1 (3) で「開示される情報等の範囲について、現在の特例条例の内容から後退しないようにすべきである」としているに過ぎず、具体的な見直しの内容については明らかにしていません。

個人情報保護制度との整合性は検討に値しますが、すでに個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、千葉県個人情報保護条例が制定されている現状において、法的な枠組みは

明らかであり、現時点でこうした制度との整合性を検討して立場を明らかにしないのは、なすべき検討が行われていないといわざるをえません。また、個人情報保護制度では、個人情報の開示が中心的な問題ではなく、個人情報の収集・利用・提供・管理に関する規定が中心であり、情報公開条例の開示・不開示の判断に直接影響を与えるものではないと考えられます。個人情報保護法制における個人情報の取扱との整合の何について検討を要するのか、その内容を明らかにしてください。

なお、個人識別型を採用したとしても、原則として個人情報として保護されるべきは個人生活に関する情報であり、このような限定をすることは可能です。また、公務員情報を原則公開としたとしても、現行条例のような公務員の定義である以上は、私的諮問機関の委員の個人が特定される情報については公開対象にならないなど、他にも検討を要すべき事項はあることから、保護すべき個人情報の範囲については、他自治体の条例の動向を踏まえつつ、具体的に検討し貴審査会としての明快な結論を示すべきです。

4 「第2-1(3)特例条例を廃止し、本件条例と一体化することについて」

現行条例 8 条 3 号については、特例条例で食糧費の支出、タクシー料金等の支出に係る 債権者の名称等が原則公開とされています。しかし、現行条例 8 条 3 号において非公開と して保護すべきものは「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の 地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に限られており、特例条例がないとこ れらの情報が公開できないという現行条例の解釈の方が、誤りであると考えられます。あ くまでも 8 条 3 号で保護されるものは法人等の「正当な利益」であって、こうした限定の もとに条例を解釈すれば、現行条例の規定においても公開が可能であったと思われます。

特例条例によってでなければ公開できない解釈運用をしていたのであれば、特例条例に 定める法人情報以外の法人情報の公開に対して懸念を覚えざるを得ません。特例条例の廃 止とするだけでなく、また、「開示されるべき情報等の範囲について、現在の特定条例の内 容から後退しないようにすべきである」とするだけでは明らかに不十分であり、現行条例8 条3号の解釈運用の検討を行う必要があると考えます。

5 「第 2-1(4)存否応答拒否処分の適用範囲を限定することについて」

存否応答拒否処分の適用対象については、一定の限定をすべきです。答申骨子案においては、平成 13 年度から 15 年度までに適用例が 16 件であること、不開示決定の 0.3%であることから、規定を設けたことによる影響はさほどないような書きぶりになっています。しかし、費審査会において平成 15 年 11 月 21 日に配布された資料によれば、過去に適用された存否応答拒否についてはその詳細を知ることはできないことからも、そもそも適用したことが適切であったかについて疑問の余地のあるものもあります。適用を受けているケースは個人情報、法人情報に関するものが主であることから、こうした運用実態を踏まえて限定した規定とすべきです。

また、情報公開オンブズマンとの事前協議は確かに不服申立て制度との整合性についての検討が必要ですが、事前協議は実施機関の情報公開担当課とし情報公開オンブズマンに対しては報告をした上で公表することにするなど、適用に当たっての手続きを重くすることで、適用についての一定の歯止めとすることは可能であると考えられますので、濫用防止については具体的に検討し、立場を明らかにすべきです。

6 「第2-1(5)審議会等の会議公開の原則を条例に規定することについて」

審議会等の会議の原則公開は情報公開条例に盛込むべきです。会議公開と情報の公開は性質が異なるものでありますが、会議公開を進めずに真の情報提供が進むことはないので、情報公開条例において原則公開を位置づけるべきです。

また、会議公開に付随して会議録の作成、公開についても合わせて定めるべきです。こうした規定を設けることで、現在指針で行われているものが、条例上の根拠を持った施策になるという意義があると考えます。

なお、答申骨子案では「審議会等の公開・非公開に関する特別な基準を、条例に規定することが適当ではない」としつつ「条例への明記については、上記の問題点を踏まえ、規定の趣旨等について十分な検討を行うべきである」と説明されていますが、説明の趣旨が不明確です。会議公開について規定を設けるというのは、どのような規定を念頭に答申を出されるのか、もっとわかるように明確に説明すべきであると考えます。

7 「第 2-1 (7) 調停機能を有する第三者機関としての情報公開オンブズマン (仮称) の設置及びその権能等について」

情報公開推進会議の一部として情報公開オンブズマンを設置するとするのは適当ではないと考えます。情報公開推進会議は合議制機関として設けられることと思われますが、情報公開オンブズマンは常識的には独任制の仕組みになり、原則として単独で苦情の処理を行うものを考えられます。こうした仕事の仕方の違い、役割の違いを考えると、情報公開オンブズマンを独立して設け、オンブズマンが推進会議に委員として参加をするという形態の方が整合性が取れていると思われます。

また答申骨子案では、情報公開オンブズマンについて、「開示請求者と開示請求に対する 応答義務を有する実施機関の間に第三者機関が直接関与することについては、行政手続き 上の問題がないか整理する」とされていますが、あくまでも苦情を申し立てるのは請求者 であり、オンブズマン制度は第一義的には請求者の苦情に対応するための仕組みであるは ずです。オンブズマンが手続に介入する場合は、請求者からの苦情の申立てを前提として おり、行政機関としては望ましくないものの、請求者がそれを望んでいるということを念 頭において検討し、答申で考え方を整理して示すべきであると考えます。答申骨子案の書 きぶりは、玉虫色の印象をぬぐえません。

また、答申骨子案では「様々な問題について信頼関係を築くためには、実施機関自体が努力することが必要であり、安易に第三者に解決を委ねるべきではなく」としています。確かに、実施機関の努力は必要であります。しかし、前述の通りオンプズマン制度は請求者の苦情対応が第一義的な機能であって、請求者自身が望んで救済・仲裁を求めることを前提に制度について検討すべきです。実施機関が適切な対応をするよう努力することは現行条例においても当然に要請されているところでありますが、一方で適切な苦情処理の仕組みがなかったことから、オンブズマン制度が必要であるという認識が、答申の中に明確に示されるべきと考えます。

8 「第 2-1 (8) 大量請求を理由とする拒否処分について」

答申骨子案では大量請求を理由とした拒否処分を行うに当たっての基準の作成をすべき

であるとされていますが、何を不法な大量請求とするかによっては、正当な開示請求まで大量請求を理由とした拒否処分の対象とされかねず、このような基準を作成することは、非常に危険であると考えます。やむを得ず大量の請求をしなければ全貌が明らかにならないような事例もあり、また公開請求された情報の量や「ooに関する一切の文書」のような包括的な文書特定の方法などによって大量請求をみなすことはできないと考えられます。

現行条例の運用において、権利濫用の一般法理による拒否処分もせずに、条例の解釈運用において基準を設ければ権利濫用による拒否処分の適用が可能になるとするのは本末転倒です。すでに、権利の濫用については一般法理においても、現行条例第6条においても対応が可能であったわけですから、現行条例の運用を踏襲し、適切に実施機関によって市民の権利をどのような場合に制限するか、個々のケースによって判断すれば足りると考えられます。

また、文書特定の問題であれば補正の手続を通じた拒否処分も考えられることから、現 行条例の枠組みの中で十分に対応できるものと思われます。

9 「第2-1(9)手数料制による大量請求の抑止について」

手数料を課すことで大量請求を抑止できるということにはならないことから、手数料は コピー代の実費以外は徴集すべきでないと考えます。また、大量請求を抑止するための手 数料として何を念頭において検討されているのか明らかではありません。開示請求手数料 なのか、開示実施手数料なのか、どの手数料を念頭において検討してきたのか、どの手数 料を導入することについて見解が分かれたのか、明確に説明すべきであると考えます。

10 「第 2-2 (1) 文書管理について」

文書の廃棄について、「文書を廃棄する際には、文書目録も併せて廃棄することとされており、廃棄済みの場合、開示請求に対しての文書不存在の確認が困難となるケースがある」と説明されています。文書の廃棄目録を作成せずに文書を文書目録ごと廃棄しているという事実に、驚きを禁じ得ません。文書目録を事実上の廃棄目録として、一定期間保管するようにすべきです。

11 「第 2-2 (2) 情報化の推進について」

文書管理と関連する項目ですが、文書管理のあり方を見直す中で、文書目録の電算化を進めるほか、文書目録に搭載されない文書があるのか否かの検証を行い、未搭載文書がある場合のその取扱いについて検討すべきです。どこにどのような文書があるのかを的確に把握することは、行政機関内部でも当然に必要とされていることであり、また的確な管理がされていることで、行政機関としての説明責任が果たされることになることから、情報公開条例の適切な運用のためには、こうした検討と取り組みが不可欠であると考えます。

また、請求の FAX や E-MAIL による請求は早急に導入すべきです。答申骨子案では「文書により事実関係を明確にするとの観点から FAX や E-MAIL による開示請求を認めていない」としていますが、FAX は書面の送付方法の違い過ぎないこと、行政手続オンライン化関連法により、オンラインでの請求書の提出は書面の提出と同等のものとして取り扱われることなどから、答申骨子案に示された方向性はこうした現状にすら対応していません。

FAX や E-MAIL による開示請求を認めるべきであることを答申で明確に示すべきです。

12 「第 2-2 (4) 異議申立て案件の処理について」

答申骨子案で記載されている内容は、これ以上異議申立てを増やさないための対応について主に言及しているもので、現在、大量に滞留している異議申立案件にどのように対応するかについてはあまり言及されていません。「標準処理期間」を設けることは、異議申立ての審査を進める上での一つの方策でありますが、大量に滞留している案件を前に標準処理期間を定めても、それが有効であるとは思えず、また、大量に諮問がされた場合の審査会の対応にも疑問があります。昨年度に貴審査会から出された答申は17件です。このペースで審査がされるなら、現在の滞留案件の処理に数百年要する計算になります。

同種の申立ての併合審査、各審査会答申を踏まえた実施機関での諮問前の決定変更などの措置がなければ、すでに現在の異議申立も処理できるとは思えません。今後の方策について貴審査会として提案を行うことは意義のあることだと思いますが、現状に対してどのように対応するのか、方向性を明らかにしなければ、説得力に欠けるものと思われます。

以上

6月29日受付

答申骨子案1ページ及び10ページ以下に関して、下記のとおり意見を表明 します。

これらの事項が既に申し入れた事項と共に答申に反映されることを強く期待します。

記

- 第1 答申に当たっての基本的な考え方(「答申骨子案」1ページ)
 - ① 本県の情報公開制度について

「大量」請求や「大量の」異議申立を受けた行政側の視点が強調され、その原因が不問にされています。行政側の原因の有無及び内容についても検 討の上言及してください。

- 第2 諮問事項に関する意見 (同2ページ)
 - 2 その他制度改善に資する事項(同10ページ)
 - (1) 文書管理について

前回の答申(注1)のとおり実施機関の責務を改正条例で明記してください。

- (2)情報化の推進について(同11ページ)
 - 1) 行政文書目録閲覧システムの検索可能範囲を拡大するようにしてください。
 - 2) ファクシミリやEメールでも開示請求ができるようにしてください。
- (3) 職員の意識改革について(同12ページ(4)③に関して) 説明責任を果たすための研修を条例等に定めてください。

注1)

「文書の適正管理に関する実施機関の責務を条例に明記し、管理の基本的事項については規則に定めることが適当である」(2000年8月の「公文書公開制度の見直しについて」の答申。31ページ)